

## 資料編

- I 島原城跡関連絵図
- II 島原城跡関連写真
- III 参考資料

# 資料編目次

## I 島原城跡関連絵図 【】内は絵図の内容年代

- 1 『幕府隠密復命書』掲載図合成(長崎歴史文化博物館 13-296)【寛永4年(1627)以前】・・・130
- 2 『肥前国高来郡嶋原城図』(佐賀県立図書館 郷0921)【江戸前期】・・・131
- 3 『島原城之図』(臼杵市教育委員会①-86)【江戸期】・・・132
- 4 『肥前嶋原城』(臼杵市教育委員会 371)【寛永15年(1638)～寛文8年(1668)】・・・133
- 5 『嶋原之城図』(〔日本古城絵図〕西海道之部所収)(国立国会図書館)【明暦元年(1655)～寛文8年(1668)】・・・134
- 6 『肥前国嶋原城内外の絵図』(熊本県立図書館 17-352)【寛文9(1669)～寛文12(1672)】・・・135
- 7 『島原城内外古図』(肥前島原松平文庫絵図5・昭和10年の写)【寛文12年(1672)以降】・・・136
- 8 『〔島原城之図〕』(本光寺常盤歴史資料館 788)【寛文12年(1672)】・・・137
- 9 『〔島原藩領内図屏風〕』島原城部分(本光寺常盤歴史資料館 768(右))【元禄3年(1690)以降】138
- 10 『〔島原城石垣崩修覆願図〕』(本光寺常盤歴史資料館 22)【元禄13年(1700)】・・・139
- 11 『〔島原城城郭図〕』(本光寺常盤歴史資料館 798)【元禄14年(1701)～元文4年(1739)】・・・140
- 12 『肥前国島原城絵図』(本光寺常盤歴史資料館 29)【延享3年(1746)】・・・141
- 13 『肥前国島原城絵図』(本光寺常盤歴史資料館 17)【延享3年(1746)】・・・142
- 14 『戸田能登守殿城地并家中屋敷割』(個人蔵)【寛延4年(1751)】・・・143
- 15 『肥前国嶋原城絵図』(長崎歴史文化博物館 3-740)【寛政2年(1790)】・・・144
- 16 『森岳城図』(島原市八幡神社)【寛政5年(1793)以降】・・・145
- 17 『嶋原大變前後図』前図(肥前島原松平文庫絵図1・明治23年の写)【寛政5年(1793)以降】146
- 18 『嶋原大變前後図』後図(肥前島原松平文庫絵図1・明治23年の写)【寛政5年(1793)以降】147
- 19 『島原城絵図』(西尾市岩瀬文庫子-153)【寛政9年(1797)】・・・148
- 20 『肥前国嶋原城当閏正月廿三日風雨之節破損所之覚』(九州大学元山文庫元山 174-214)【天保12年(1840)】・・・149
- 21 『嶋原藩士屋敷図』(肥前島原松平文庫・昭和10年の写)【元治2年(1865)】・・・150
- 22 『大村・島原・平戸・五島旧城郭調帳』添付図(長崎歴史文化博物館 13-2-2)【明治8年(1875)】・・・151
- 23 『御在城割場御人数建場絵図』(本光寺常盤歴史資料館 3)【延宝3年(1675)以降】・・・152
- 24 『三ノ丸絵図』(肥前島原松平文庫 72-89)【江戸中期以降】・・・153
- 25 『〔島原城内諸役配置図断簡〕』(本光寺常盤歴史資料館 1683)【宝暦10年(1760)】・・・154
- 26 『戌九月廿日夜嶋原城外曲輪櫓壱ヶ所焼失之図』(本光寺常盤歴史資料館 30①)【天和2年(1682)】・・・155
- 27 『〔済衆館配置図〕』(猛島神社(肥前島原松平文庫寄託) 追C-173-1)【文政3年(1820)以降】156
- 28 『島原城下図』(鉄砲町)(本光寺常盤歴史資料館 798(右))【元禄11年(1698)～享保20年(1735)】・・・157

## II 島原城跡関連写真 【】内は写真の撮影年

- 1 島原高等小学校・二ノ丸(『島原の今と昔 1990 島原市制施行 50周年』)【明治44年(1911)頃】・・・160
- 2 南高来郡役場・東堀端(島原市所蔵)【大正末期】・・・160
- 3 昭和初期の時鐘楼(『島原の今と昔 1990 島原市制施行 50周年』1990年)【昭和初期】・・・160

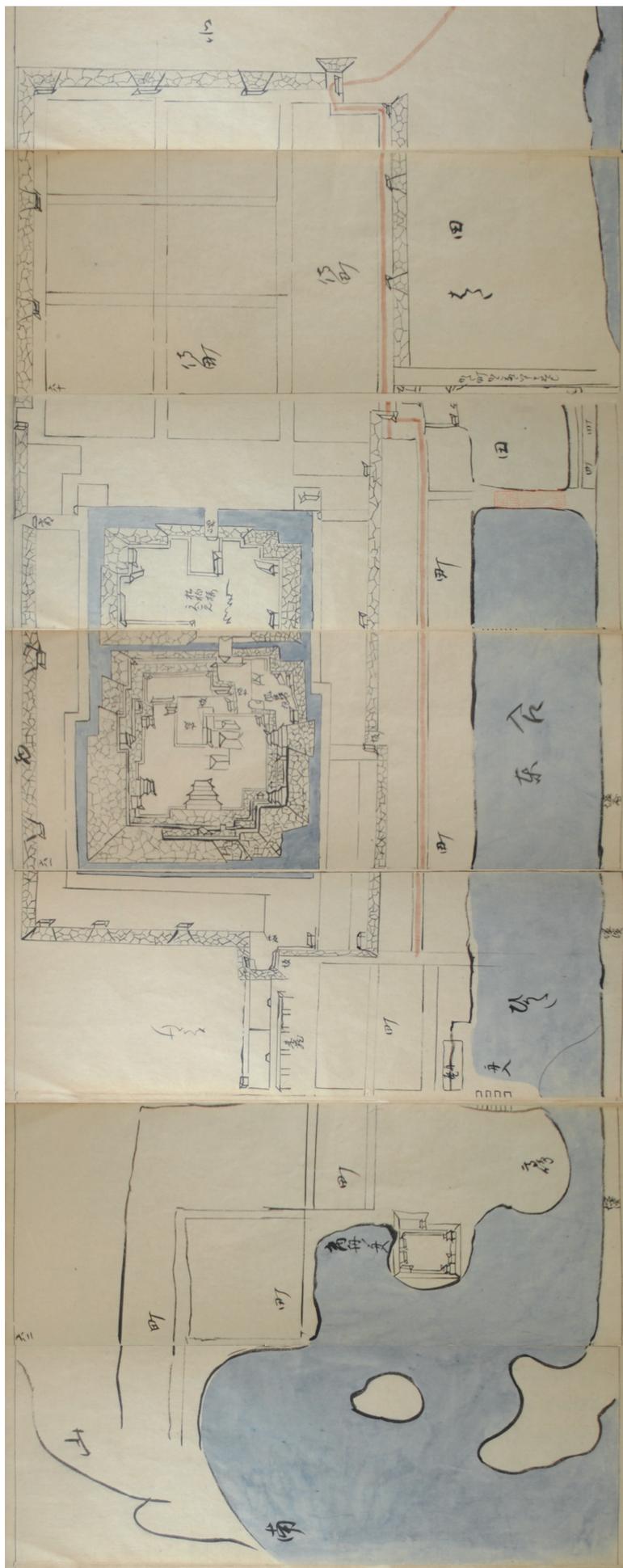
4	二ノ丸東側（第一小学校所蔵）【昭和8年（1933）頃】	160
5	島原城跡全景（個人蔵）【昭和初期】	160
6	「完成直後の新しい本館」三ノ丸東側石垣（『100年のあゆみ』）【昭和6年（1931）頃】	160
7	「園芸実習（35回生アルバム）」三ノ丸東側石垣（『100年のあゆみ』）【昭和14年（1939）】	160
8	米軍航空写真 島原城跡部分（国土地理院 UR154）【昭和22年（1947）11月1日】	161
9	米軍航空写真 本丸・二ノ丸部分を拡大（国土地理院 UR154）【昭和22年（1947）11月1日】	162
10	「島原城趾」（『島原半嶋史』上巻）【昭和29年（1954）頃】	163
11	「森岳城址」（『島原半嶋史』上巻）【昭和29年（1954）頃】	163
12	島原城本丸南東（肥前島原松平文庫所蔵）【撮影年不明】	163
13	航空写真 部分（『島原の今と昔 島原市市制施行50周年』）【昭和28年（1958）】	164
14	本丸・二ノ丸航空写真（肥前島原松平文庫所蔵）【昭和37年頃】	164
15	二ノ丸北東（昭和32年水害時・島原図書館所蔵）【昭和32年（1957）】	165
16	「森岳城の堀（裏書）」堀北西か（昭和32年水害時・肥前島原松平文庫所蔵）【昭和32年（1957）】	165
17	「城跡の堀（裏書）」堀南東（昭和32年水害時・肥前島原松平文庫所蔵）【昭和32年（1957）】	165
18	「堀の排水溝陥没（裏書）」堀南東（昭和32年水害時・肥前島原松平文庫所蔵）【昭和32年（1957）】	165
19	南堀端道路法務局前（昭和32年水害時・島原市所蔵）【昭和32年（1957）】	165
20	南堀端道路法務局前（肥前島原松平文庫所蔵）【昭和32年（1957）】	165
21	堀の家 本丸と二ノ丸の間（肥前島原松平文庫所蔵）【撮影年不明】	166
22	堀の家 本丸と二ノ丸の間（昭和32年水害時・肥前島原松平文庫所蔵）【昭和32年（1957）】	166
23	本丸より市役所方向（『市勢要覧』昭和32年）【昭和32年（1957）頃】	166
24	島原城跡全景（『市勢要覧』昭和36年）【昭和36年（1961）頃】	166
25	「天守閣あと」（島原観光協会『史跡巡り』昭和33年）【昭和33年（1958）頃】	166
26	模擬天守建設の起工式（島原市所蔵）【昭和38年（1963）3月】	166
27	模擬天守建設（肥前島原松平文庫所蔵）【昭和39年（1963）頃】	166
28	二ノ丸から本丸方向（『市勢要覧』昭和40年）【昭和40年（1964）頃】	166
29	島原城 001 「復元された島原城の西の櫓＝1960年4月1日」（西日本新聞社提供）【昭和35年（1960）4月1日】	167
30	島原城 002 「復元された島原城の西の櫓＝1960年4月1日」（西日本新聞社提供）【昭和35年（1960）4月1日】	167
31	島原城 003 「復元された島原城の西の櫓＝1960年4月1日」（西日本新聞社提供）【昭和35年（1960）4月1日】	168
32	島原城 005 「復元された島原城の西の櫓＝1960年4月1日」（西日本新聞社提供）【昭和35年（1960）4月1日】	168
33	島原城 004 「復元された島原城の西の櫓＝1960年4月1日」（西日本新聞社提供）【昭和35年（1960）4月1日】	169
34	島原城・東京五輪聖火リレー「島原城内の点火台に着いた東京五輪の聖火＝1964年9月13日」（西日本新聞社提供）【昭和39年（1964）9月13日】	169
35	模擬堀建設（肥前島原松平文庫所蔵）【昭和40年（1965）頃】	170

36	社会福祉従事者研修所（現：森岳公民館）建設予定地（『広報しまばら』昭和44年）【昭和44年（1969）頃】	170
37	三ノ丸南側石垣（現：第一小学校グラウンド）（第一小学校所蔵）【撮影年不明】	170
38	三ノ丸南側石垣（現：第一小学校グラウンド）（第一小学校所蔵）【撮影年不明】	170
39	二ノ丸・三ノ丸（島原市所蔵）【昭和47年（1972）頃】	170
40	二ノ丸・三ノ丸（島原市所蔵）【昭和47年（1972）頃】	170
41	外墨線東側櫓台跡（島原市所蔵）【昭和55年（1980）頃】	170
42	三ノ丸（第一小学校所蔵）【昭和56年（1981）頃】	170

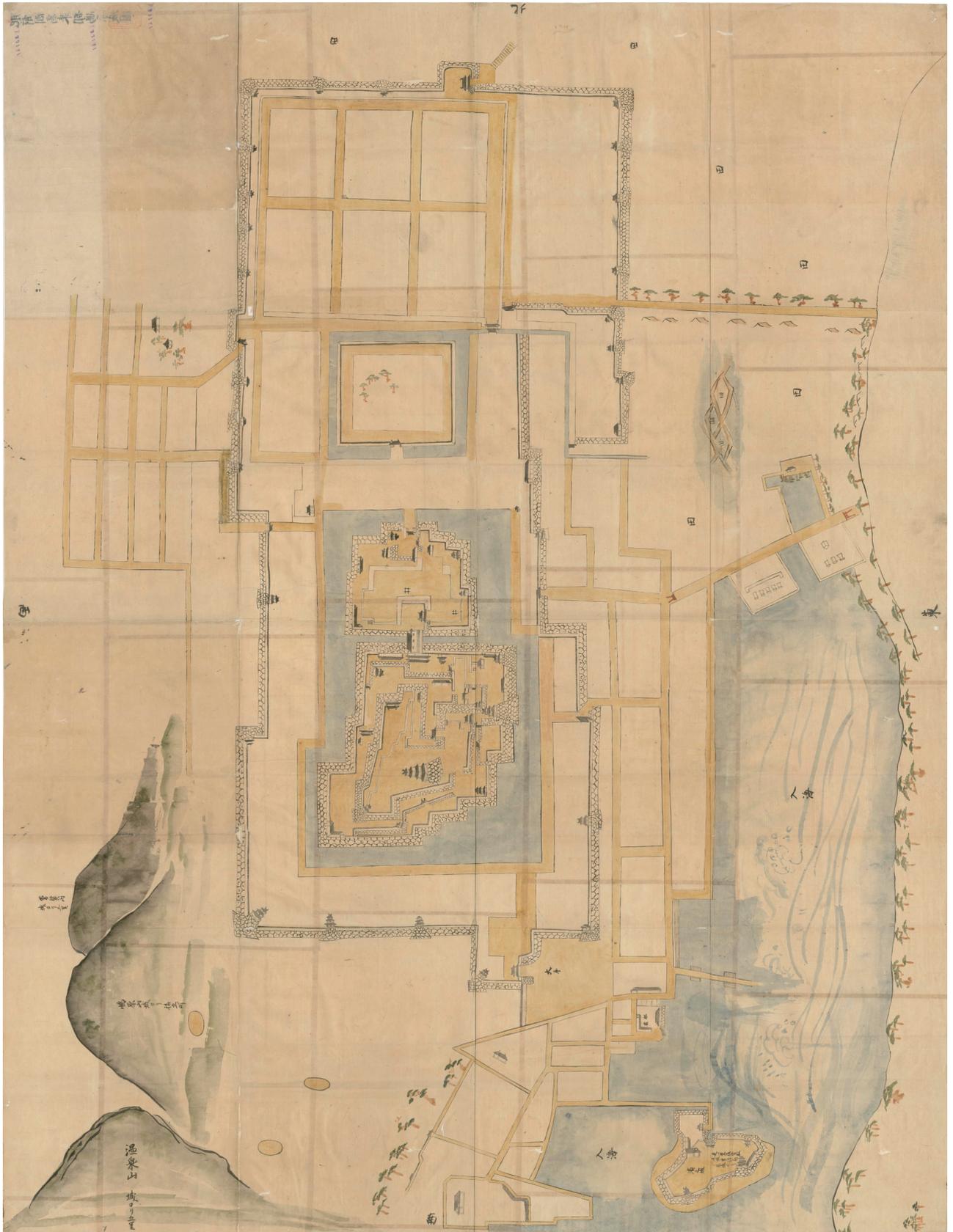
### III 参考資料

1	島原城内環境整備診断基本計画書	172
2	樹木調査表（第2章 第3節（4）植栽調査関係）	178
3	長崎県文化財保護条例	182
4	長崎県文化財保護条例施行規則	187
5	長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則	195
6	県指定文化財の保存管理について（長崎県文化財保護条例の抜粋）	196
7	島原城条例	198

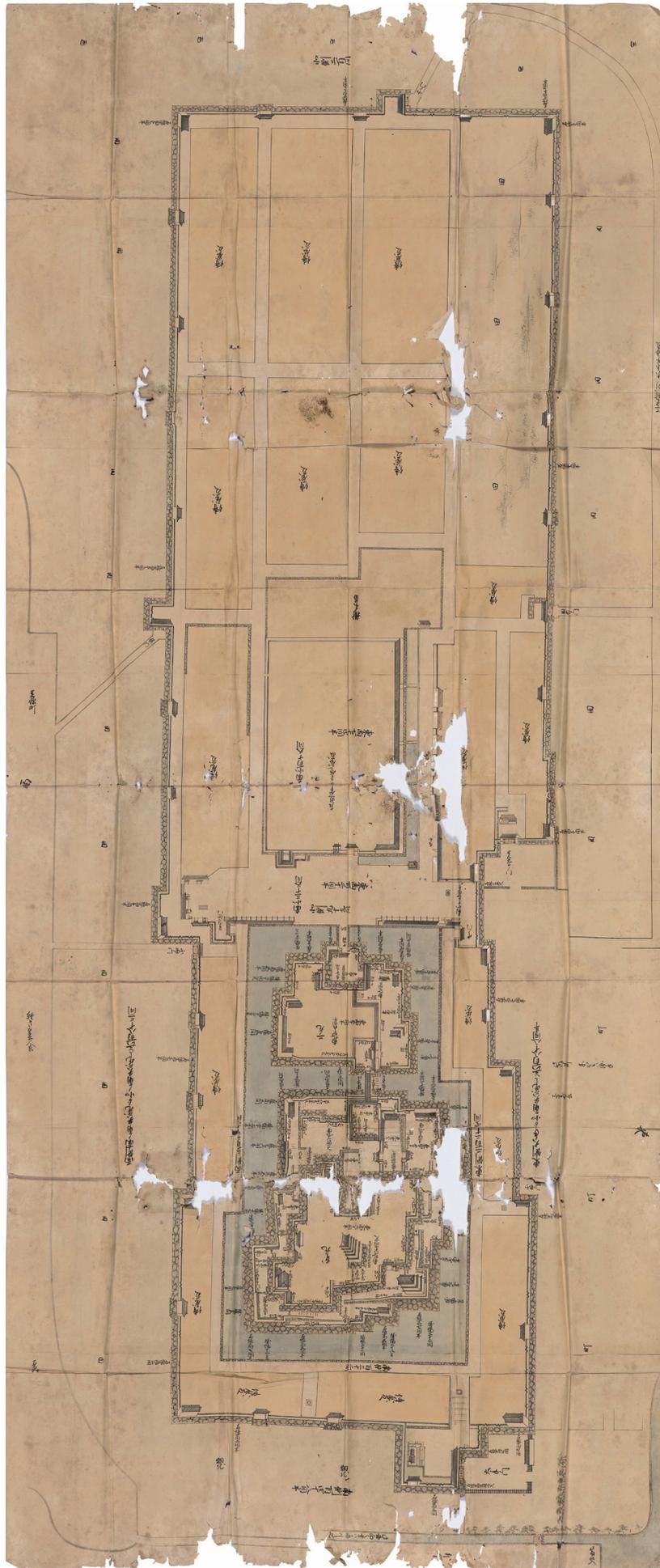
# I 島原城関連絵図



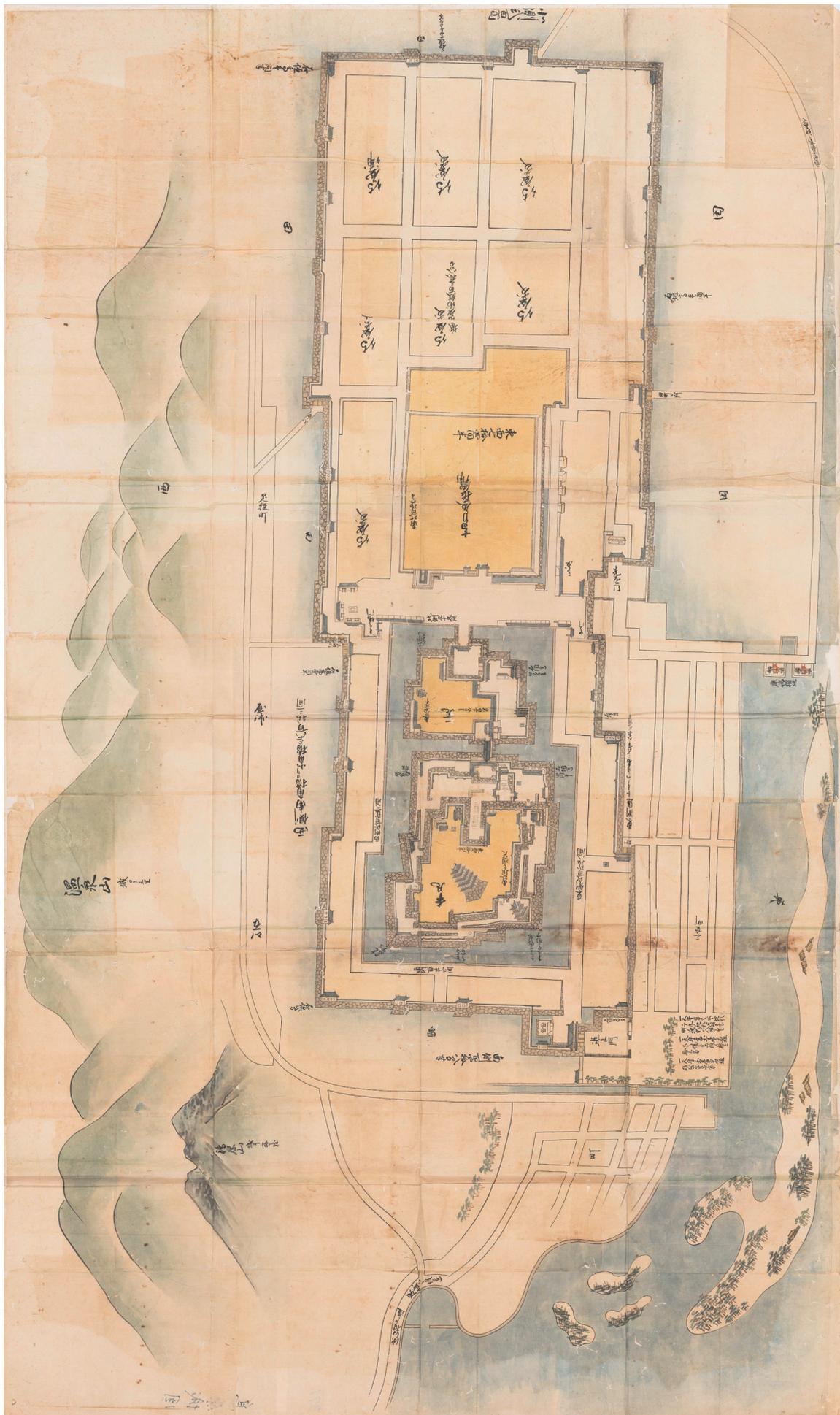
1 『幕府隠密復命書』掲載図合成（長崎歴史文化博物館 13-296）【寛永4年（1627）以前】



2 『肥前国高来郡鳴原城図』(佐賀県立図書館 郷 0921)【江戸前期】

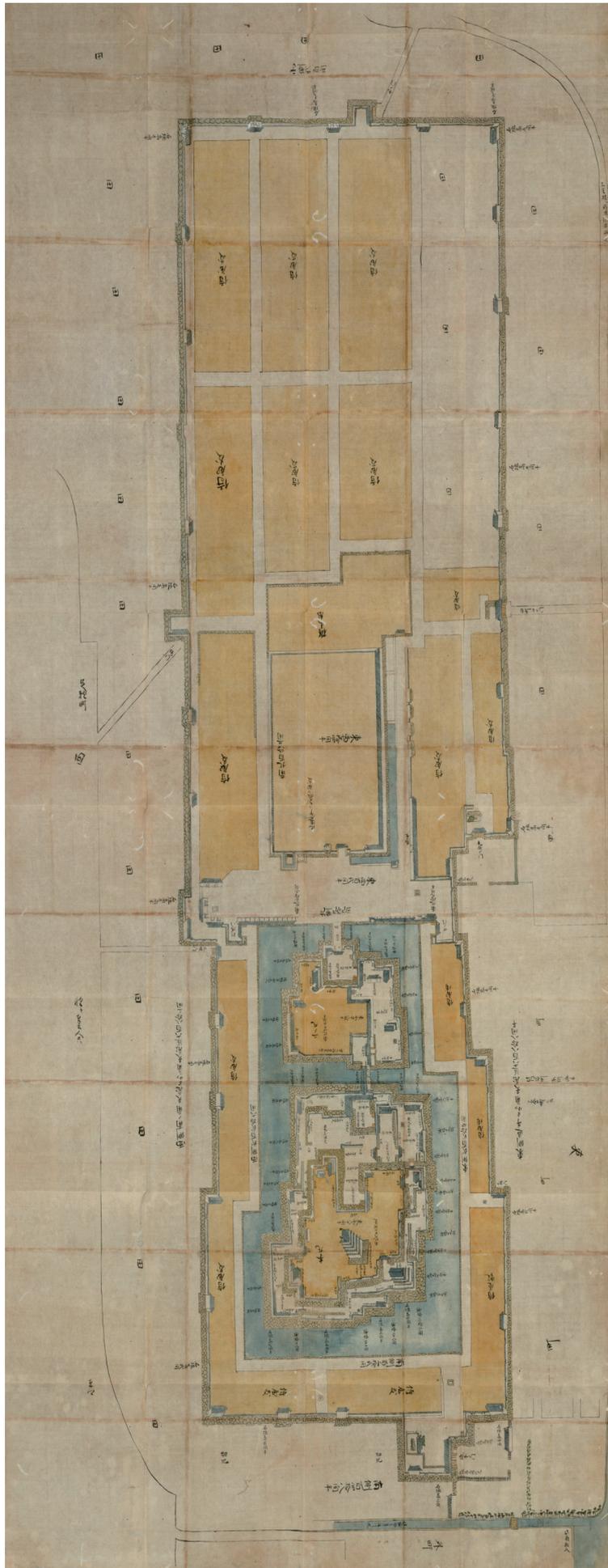


3 『島原城之図』（臼杵市教育委員会①-86）【江戸期】

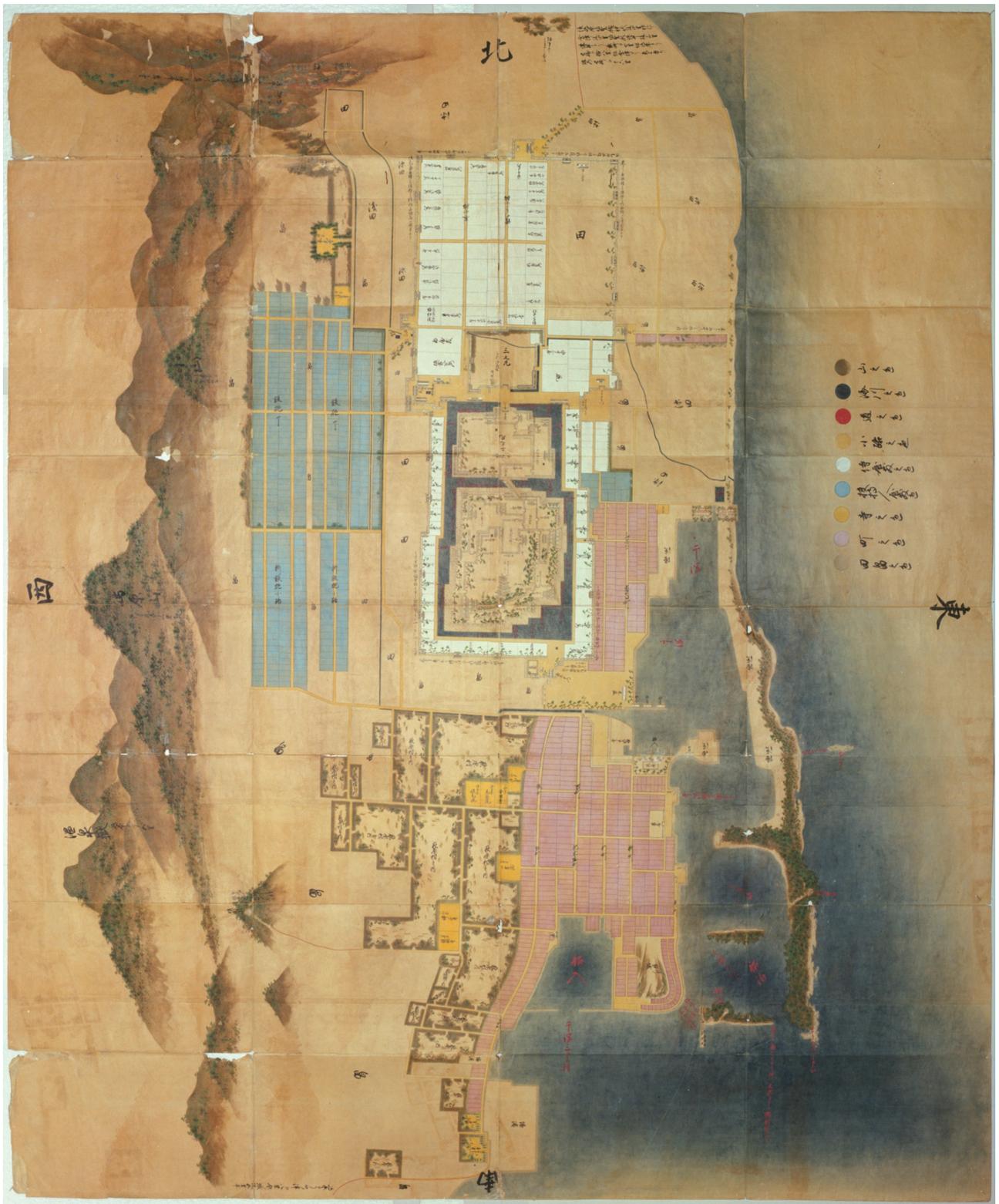


4 『肥前嶋原城』(臼杵市教育委員会 371)【寛永 15 年 (1638) ~ 寛文 8 年 (1668)】

I 島原城関連絵図

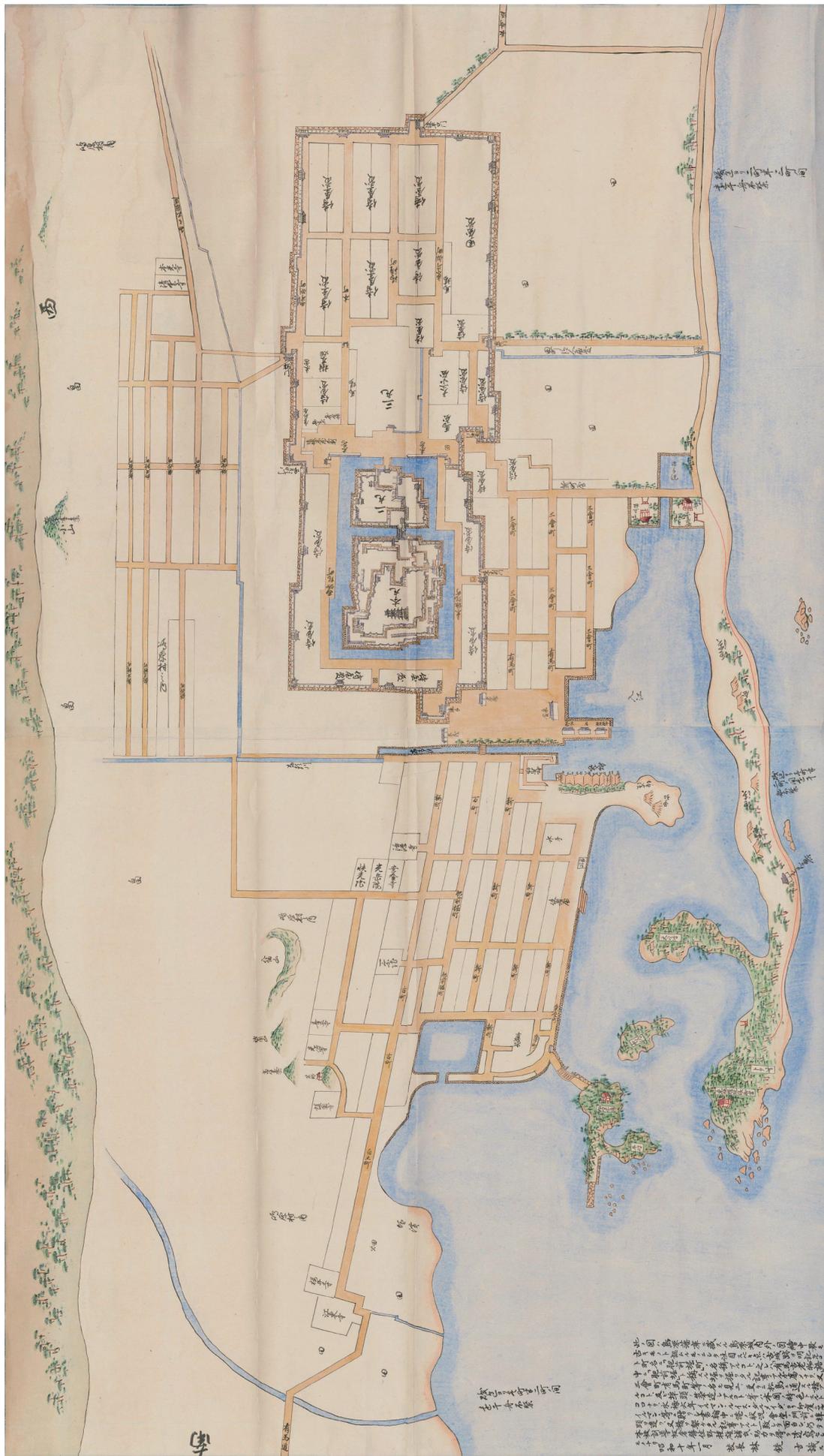


5 『嶋原之城図』(〔日本古城絵図〕西海道之部所収)(国立国会図書館)【明暦元年(1655)～寛文8年(1668)】



裏書に「島原城廻之絵図」とあり

I 島原城関連絵図

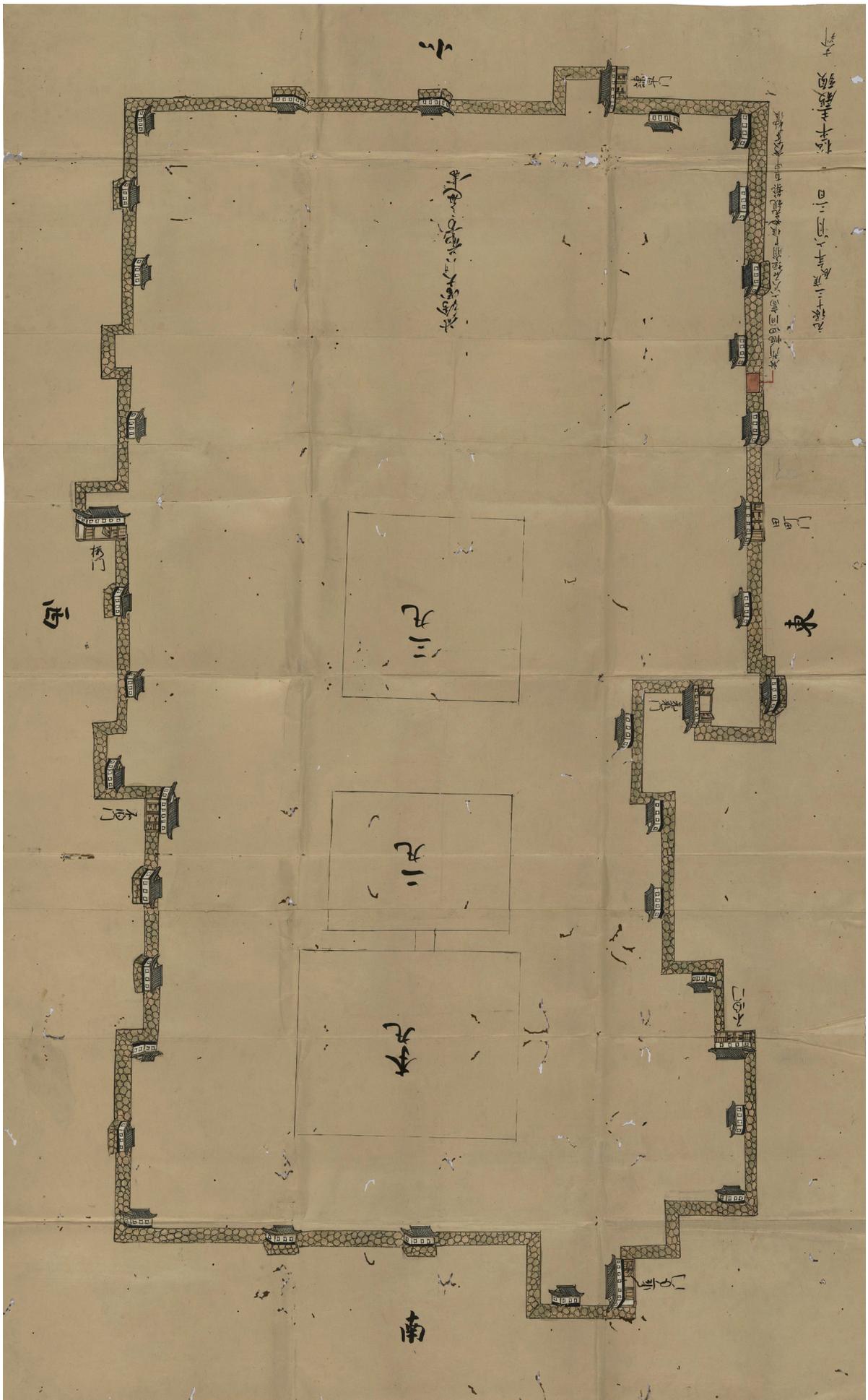


7 『島原城内外古図』(肥前島原松平文庫絵図5・昭和10年の写)【寛文12年(1672)以降



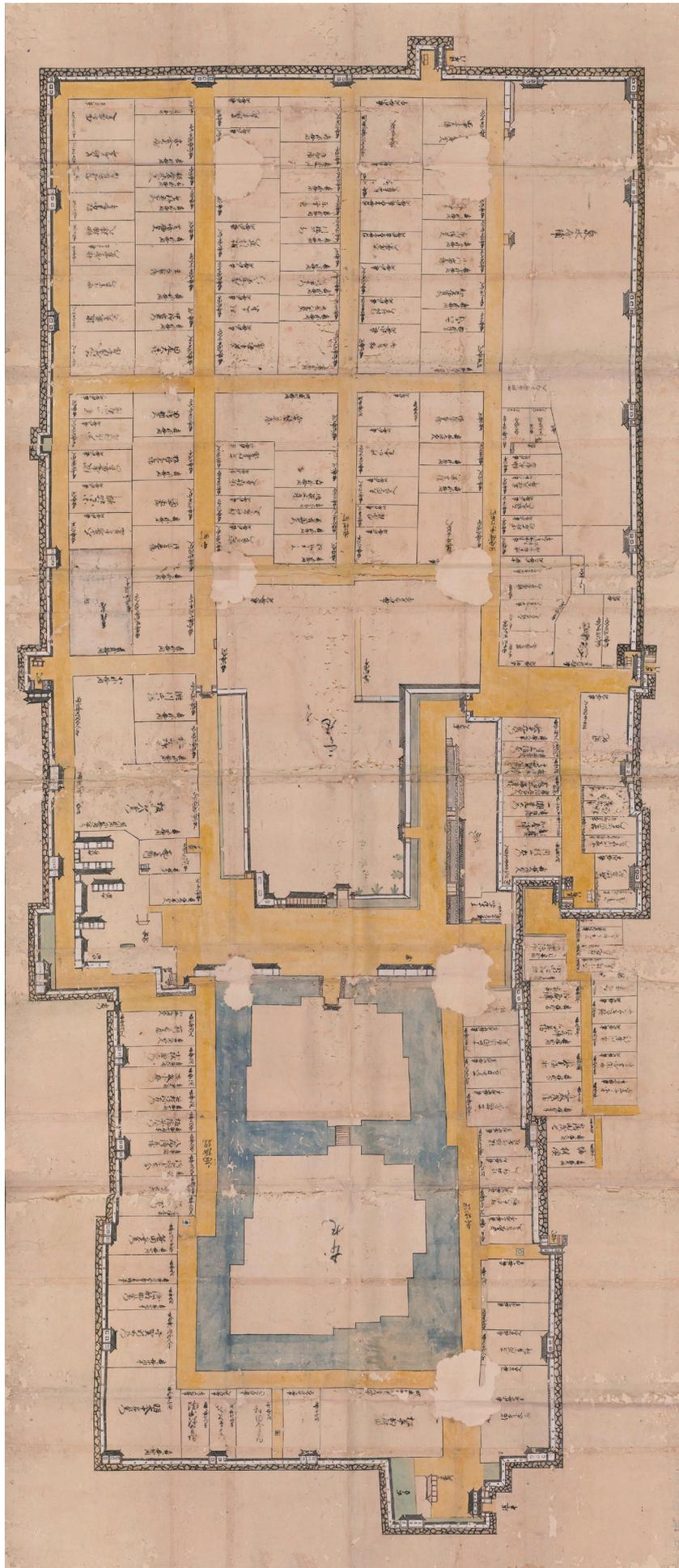


9 『島原藩領内図屏風』島原城部分（本光寺常盤歴史資料館 768（右））【元禄3年（1690）以降】

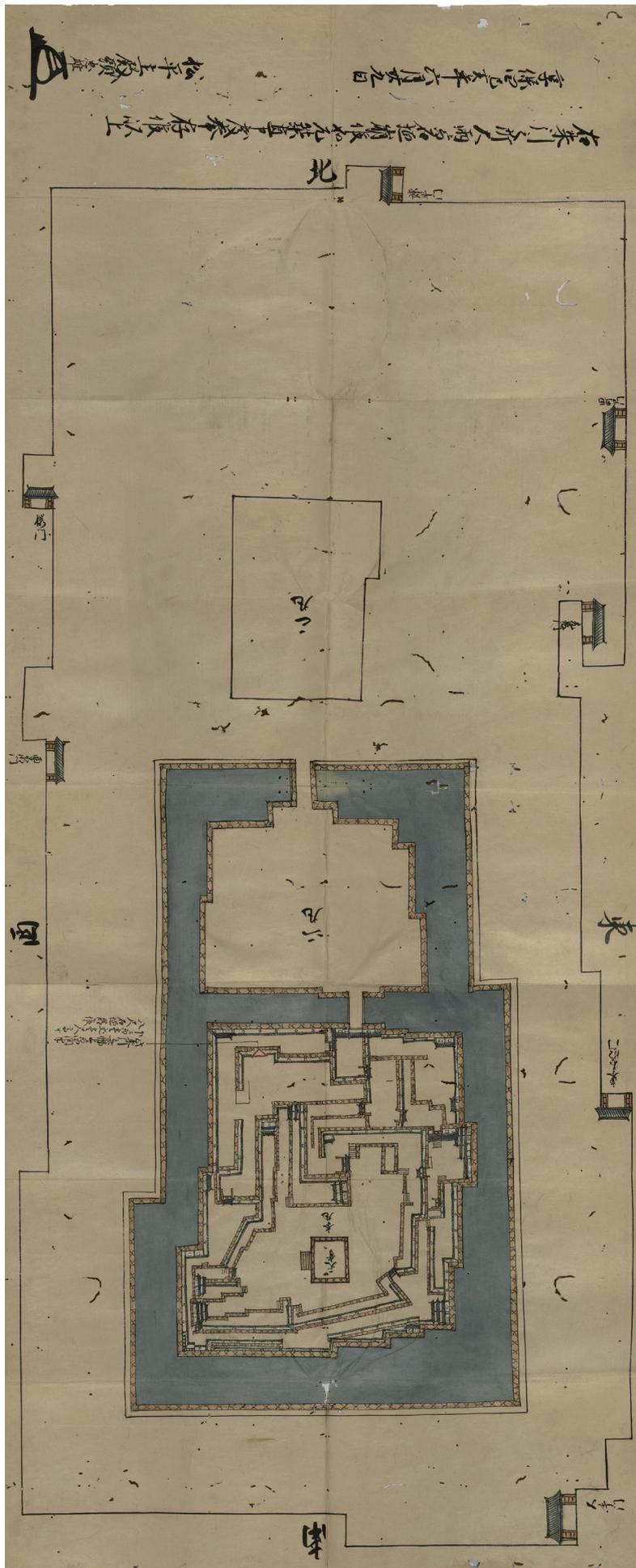


10 『[島原城石垣崩修復願図]』(本光寺常盤歴史資料館 22)【元禄 13 年 (1700)】

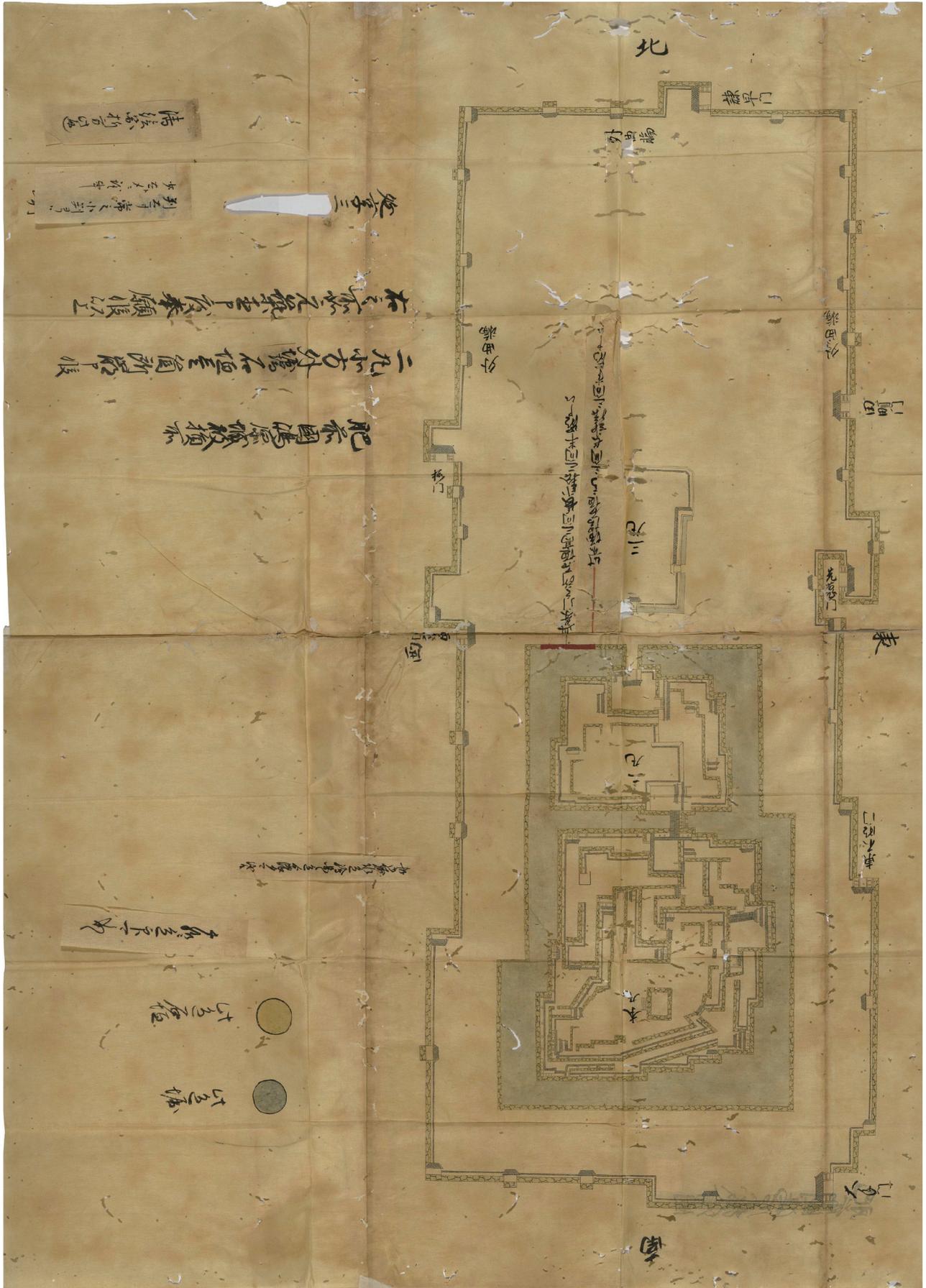
I 島原城関連絵図



11 『〔島原城城郭図〕』（本光寺常盤歴史資料館 798）【元禄 14 年（1701）～元文 4 年（1739）】



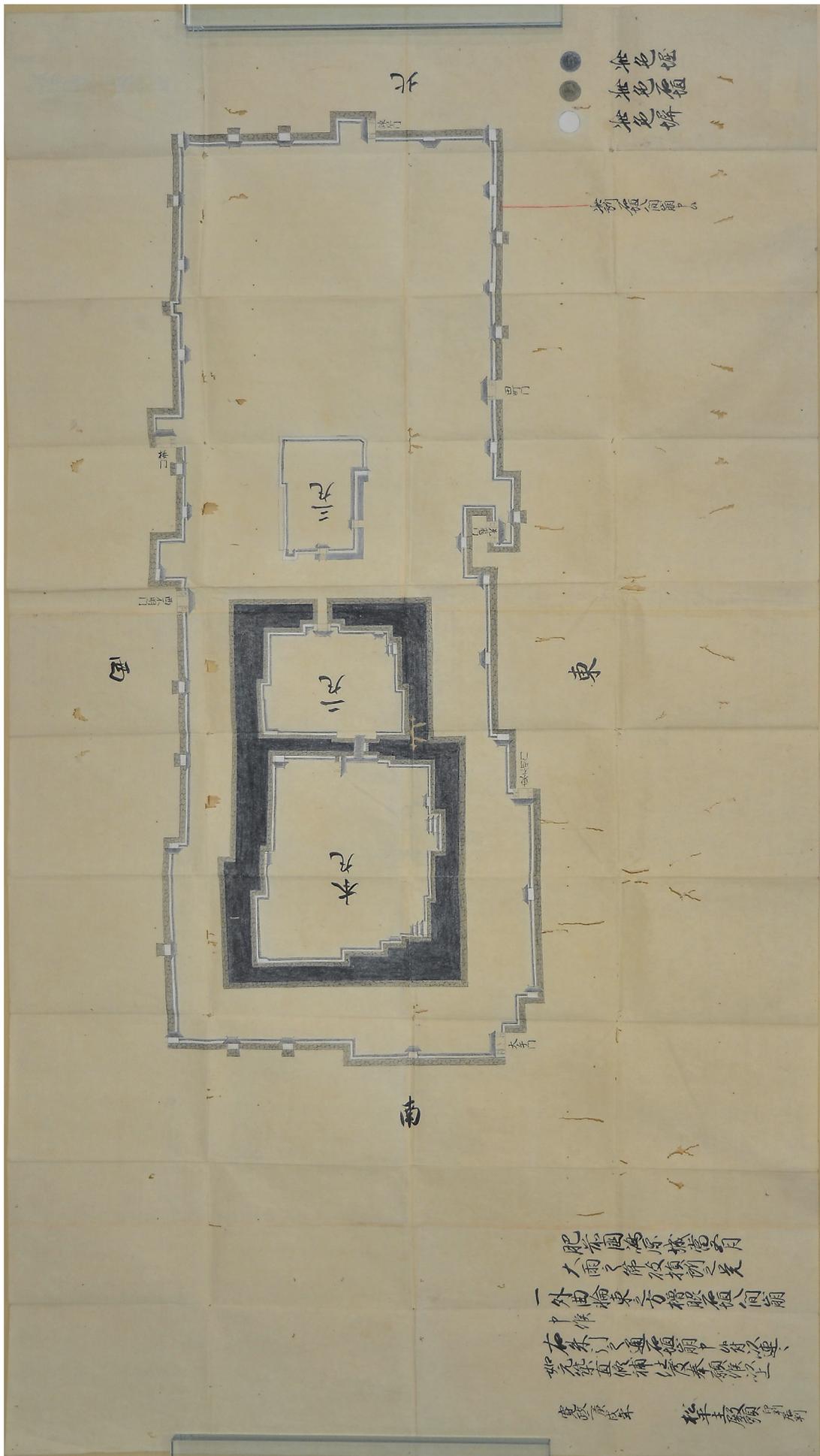
12 『肥前国島原城絵図』(本光寺常盤歴史資料館 29)【延享3年(1746)】



13 『肥前国島原城絵図』(本光寺常盤歴史資料館17)【延享3年(1746)】



I 島原城関連絵図



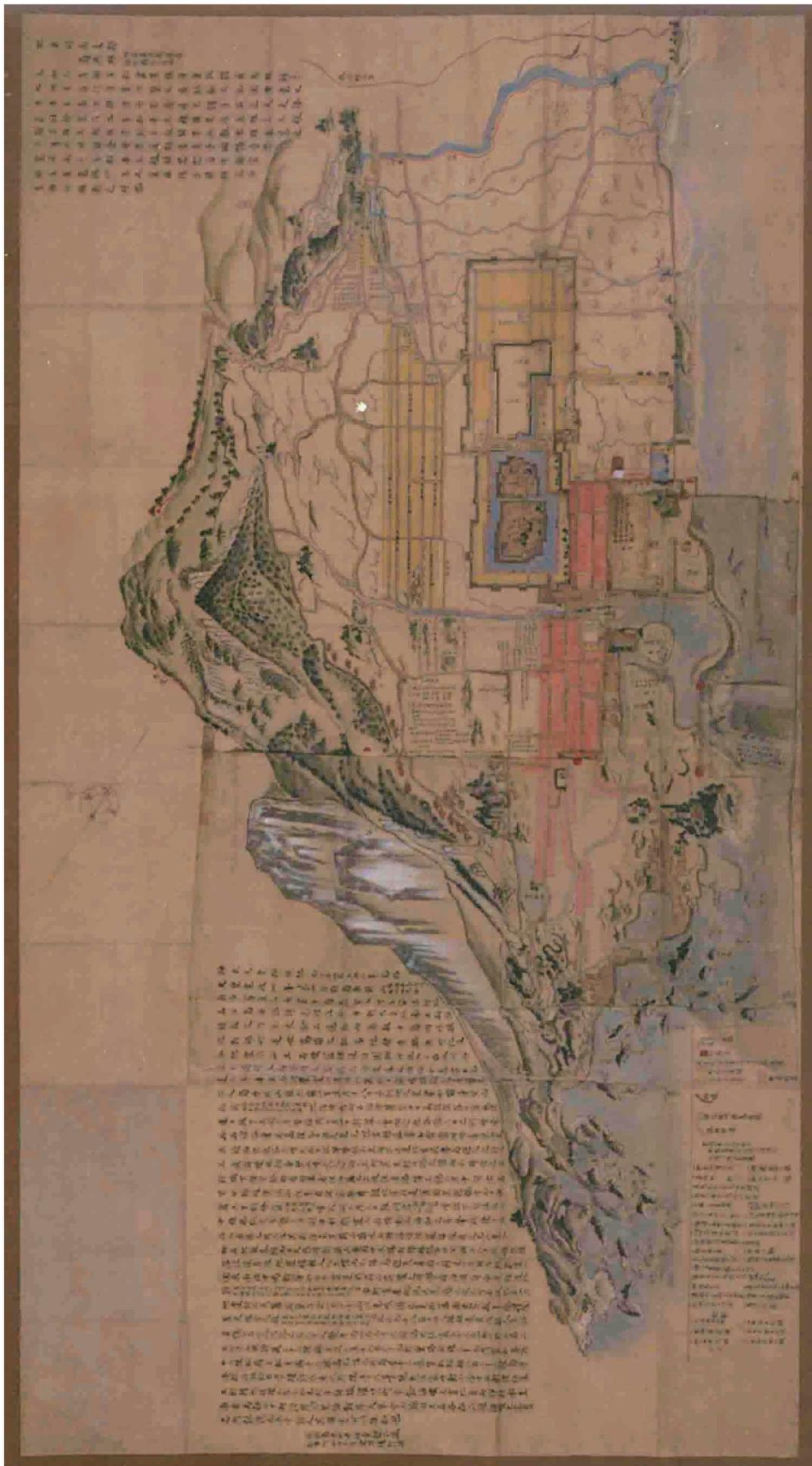
15 『肥前国鳴原城繪図』（長崎歴史文化博物館 3-740）【寛政2年（1790）】



16 『森岳城図』（島原市八幡神社）【寛政5年（1793）以降】



17 『嶋原大變前後図』前図（肥前島原松平文庫絵図1・明治23年の写）【寛政5年（1793）以降】



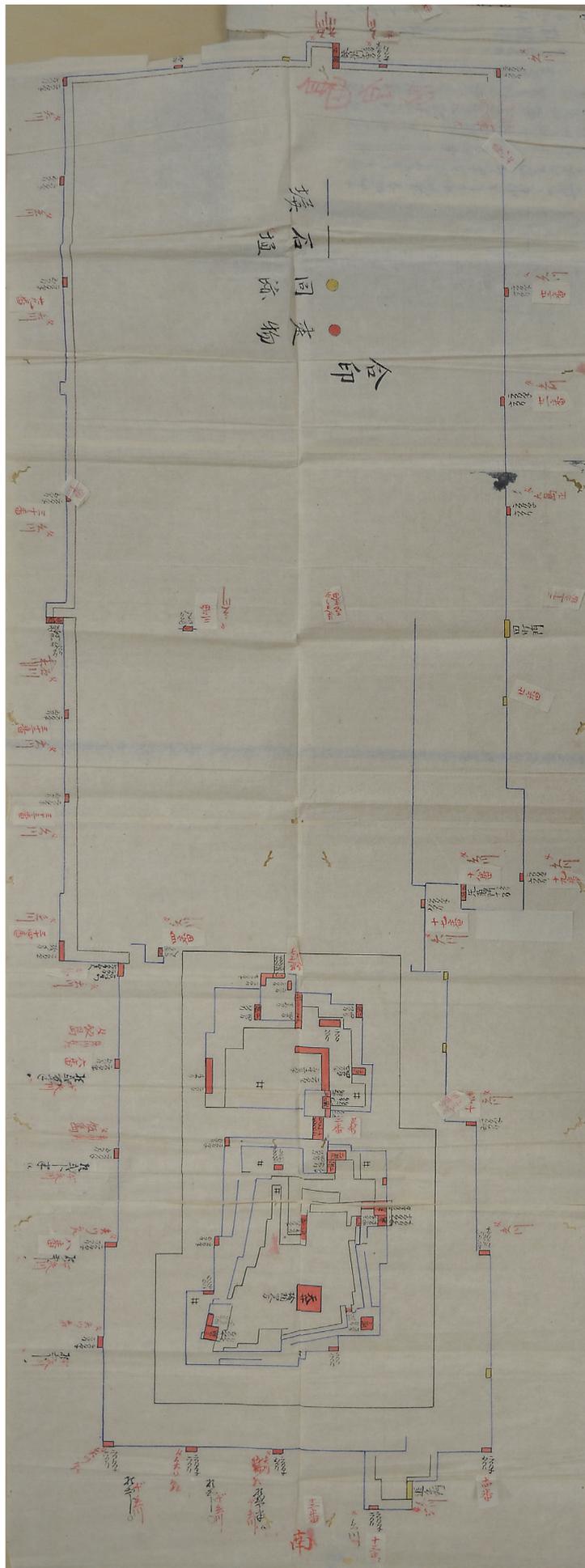
18 『嶋原大変前後図』後図（肥前島原松平文庫絵図1・明治23年の写）【寛政5年（1793）以降】



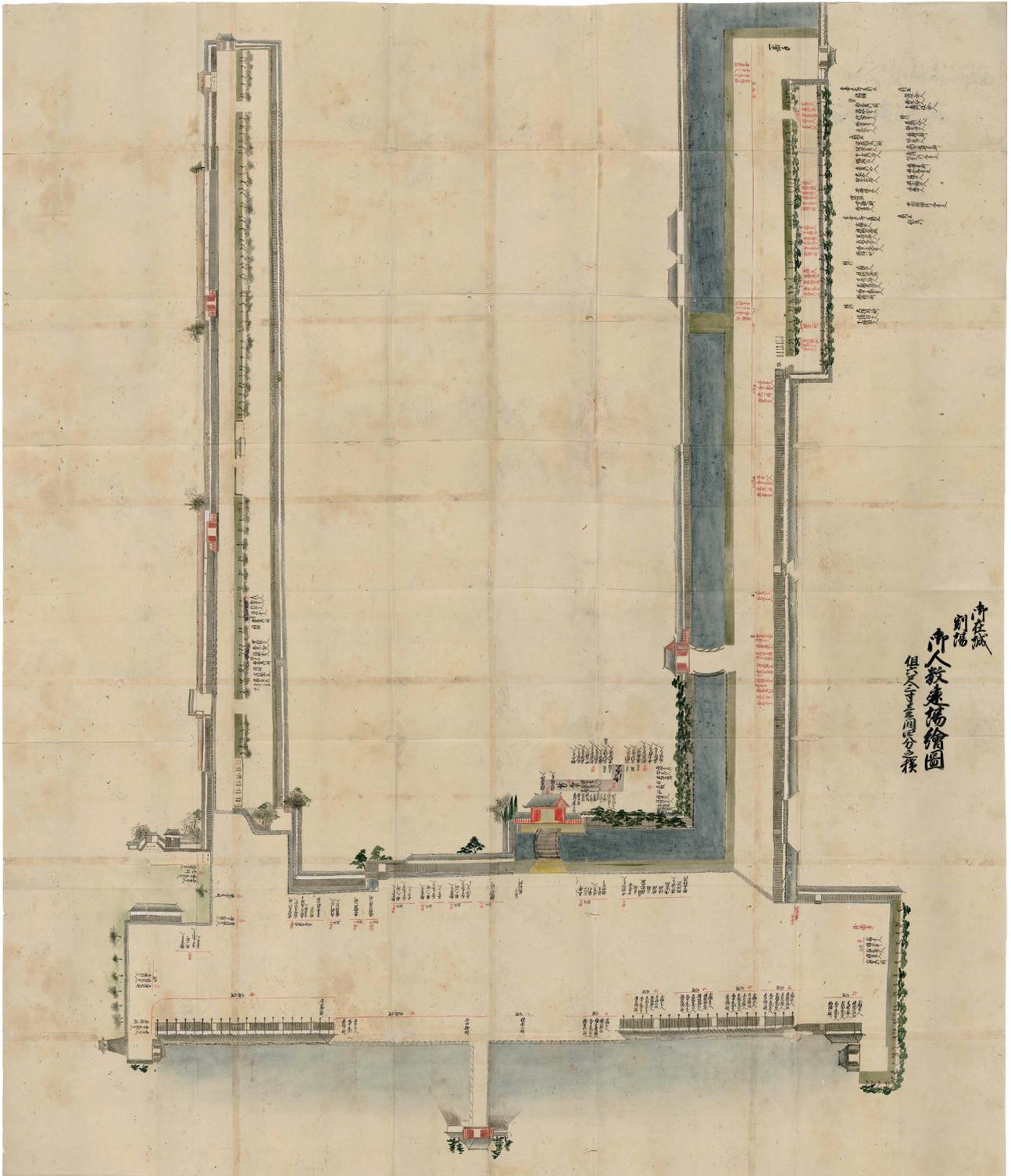




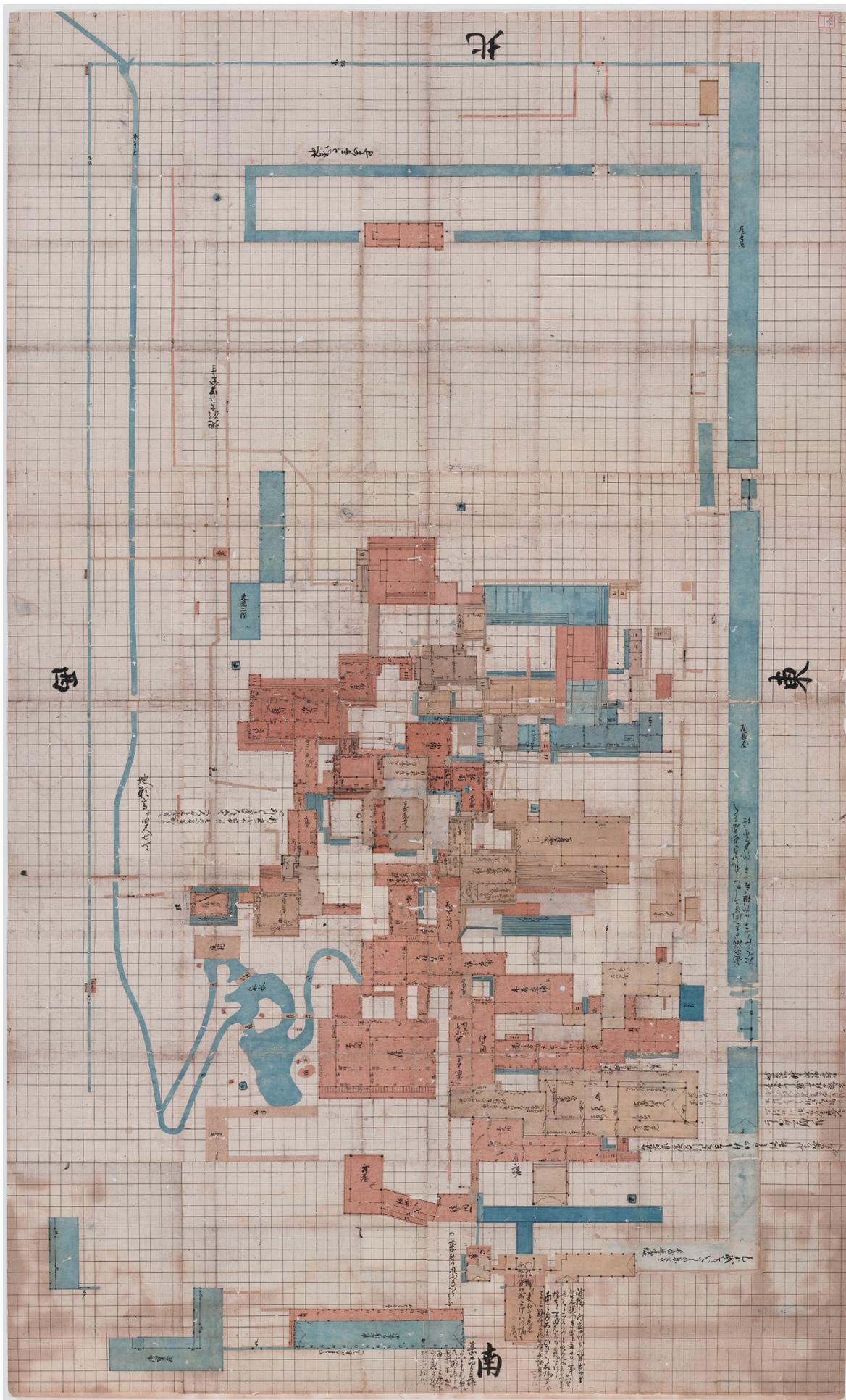
21 『嶋原藩士屋敷圖』(肥前島原松平文庫・昭和10年の写)【元治2年(1865)】



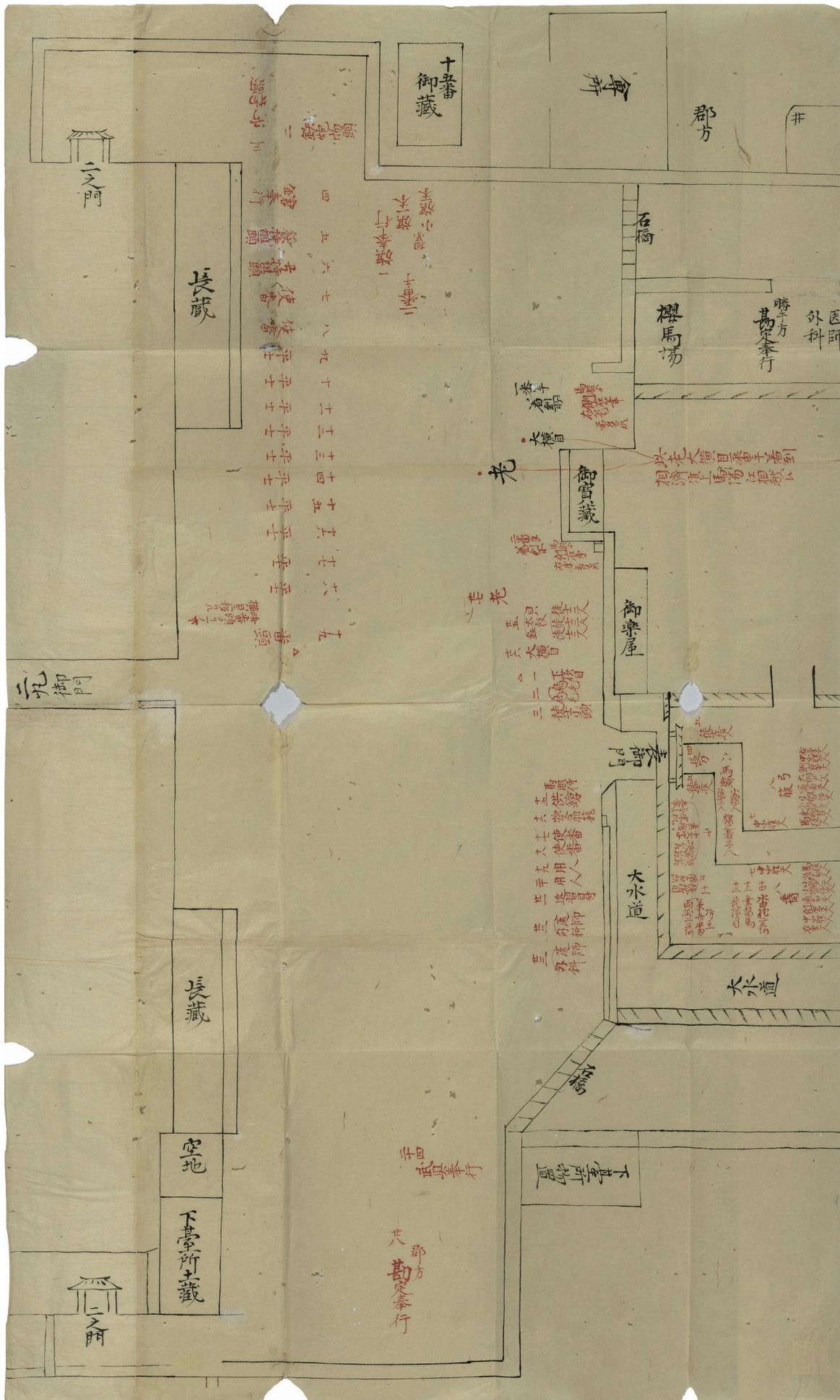
22 『大村・島原・平戸・五島旧城郭調帳』添付図（長崎歴史文化博物館 13-2-2）【明治8年（1875）】



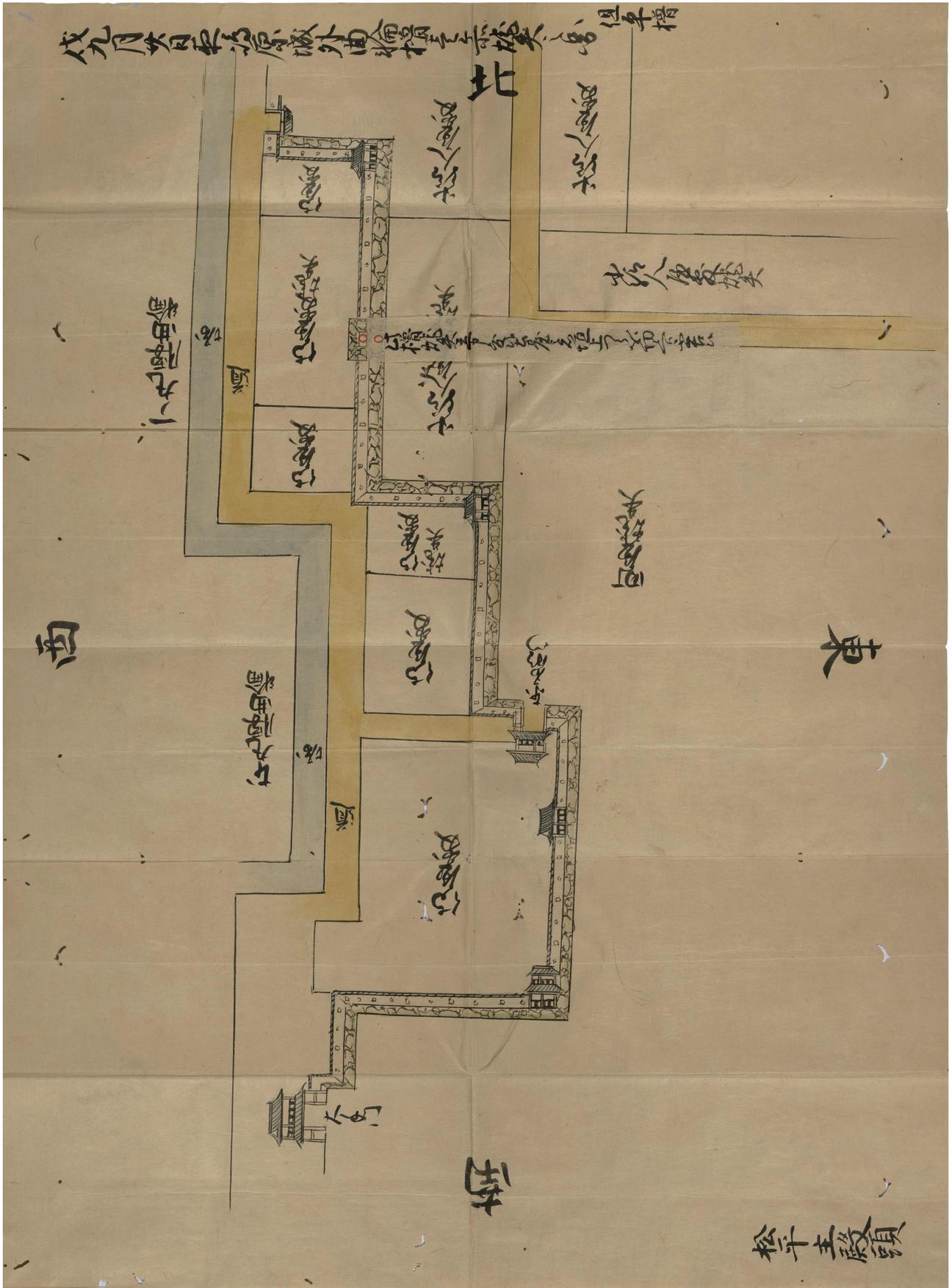
23 『御在城割場御人数建場絵図』（本光寺常盤歴史資料館3）【延宝3年（1675）以降】



24 『三ノ丸絵図』（肥前島原松平文庫 72-89）【江戸中期以降】

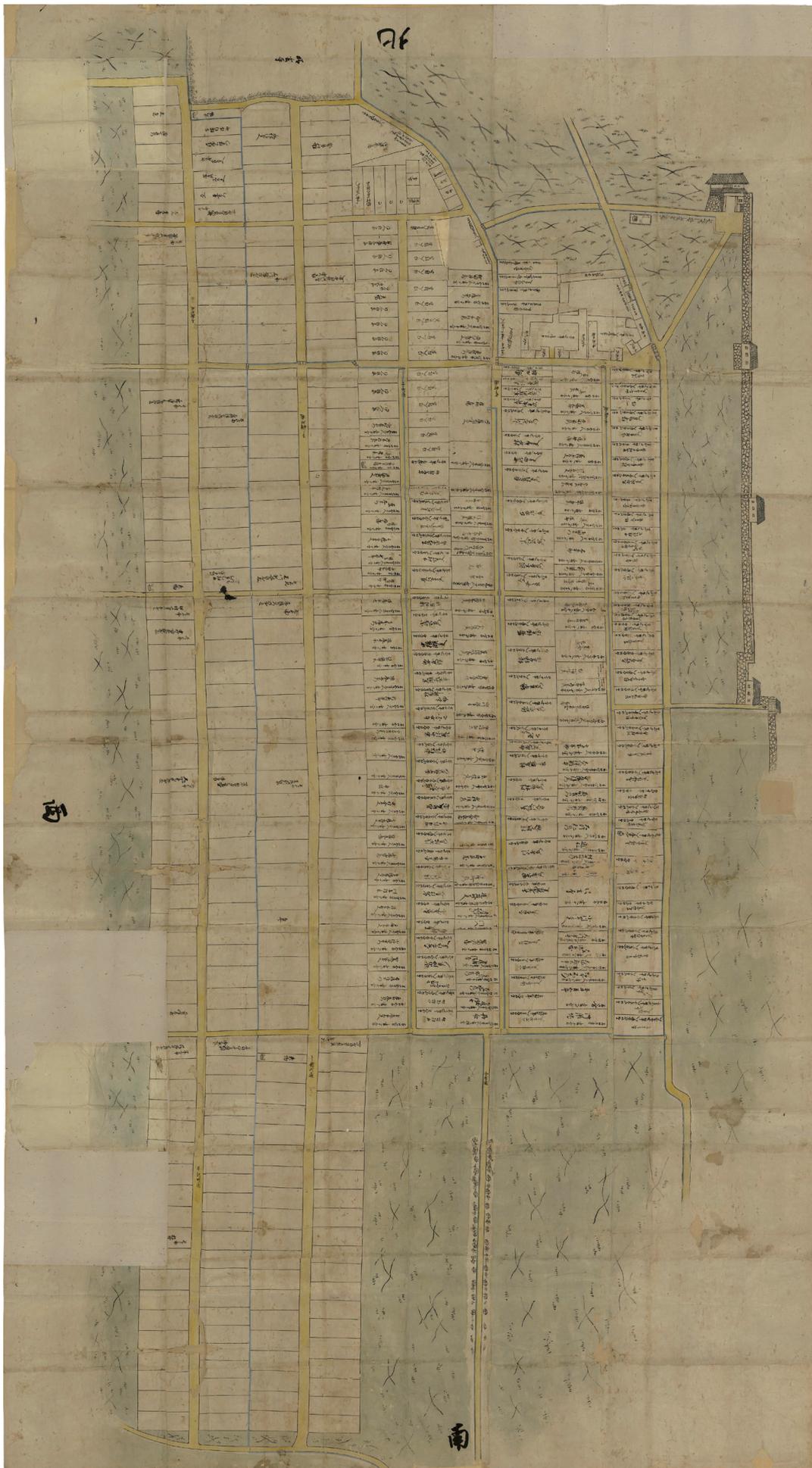


25 『[島原城内諸役配置図断簡]』(本光寺常盤歴史資料館 1683)【宝暦10年(1760)】



26 『戌九月廿日夜嶋原城外曲輪櫓舎ヶ所焼失之図』（本光寺常盤歴史資料館 30 ①）【天和 2 年（1682）】



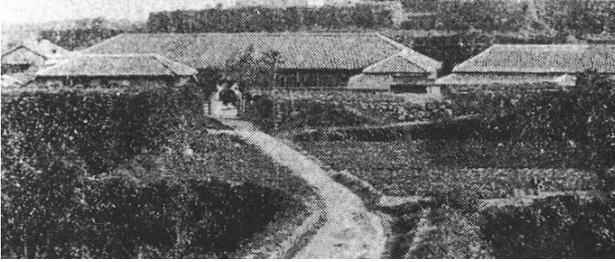


28 『高原城下図』(鉄砲町) (本光寺常盤歴史資料館 798 (右)) 【元禄 11 年 (1698) ~ 享保 20 年 (1735)】



## II 島原城跡関連写真

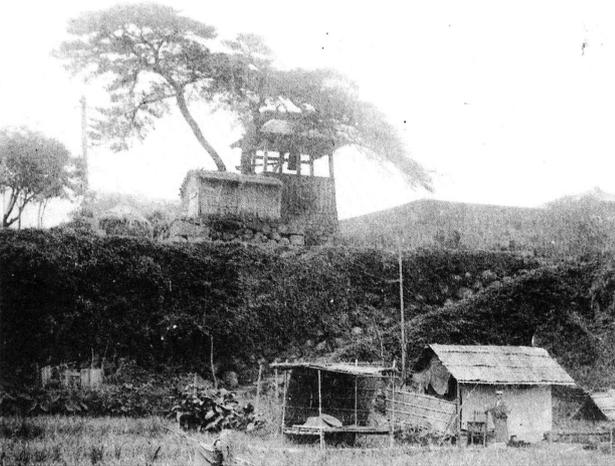
## II 島原城跡関連写真



1 島原高等小学校・二ノ丸  
(『島原の今と昔 1990 島原市制施行 50 周年』)  
【明治 44 年 (1911) 頃】



2 南高来郡役場・東堀端 (島原市所蔵) 【大正末期】



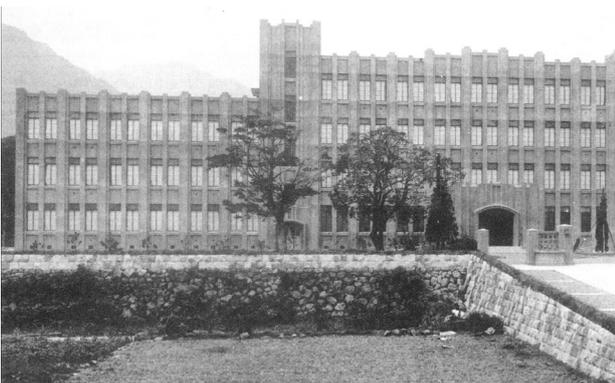
3 昭和初期の時鐘楼  
(『島原の今と昔 1990 島原市制施行 50 周年』)  
【昭和初期】



4 二ノ丸東側 (第一小学校所蔵)  
【昭和 8 年 (1933) 頃】



5 島原城跡全景 (個人蔵) 【昭和初期】



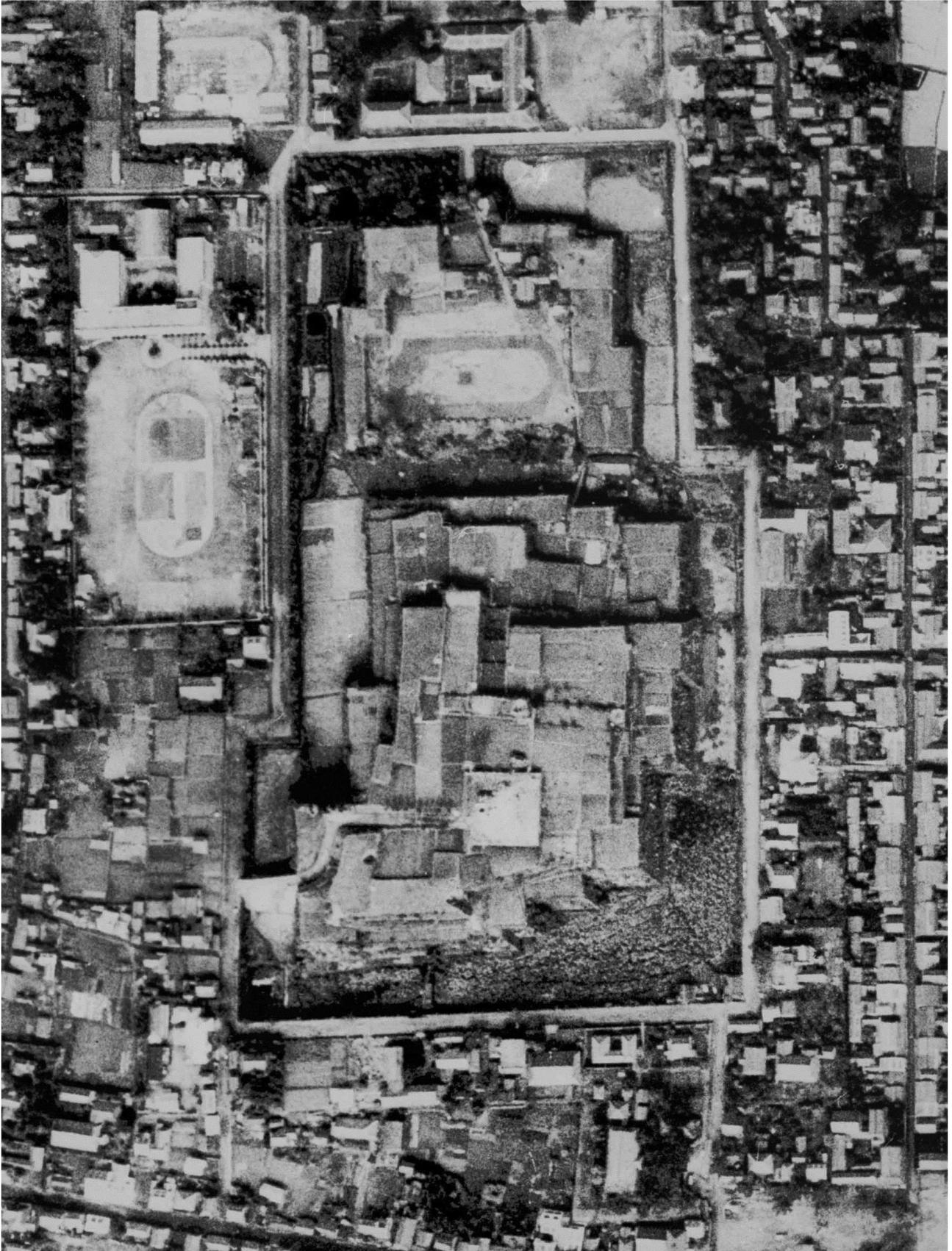
6 「完成直後の新しい本館」三ノ丸東側石垣  
(『100 年のあゆみ』) 【昭和 6 年 (1931) 頃】



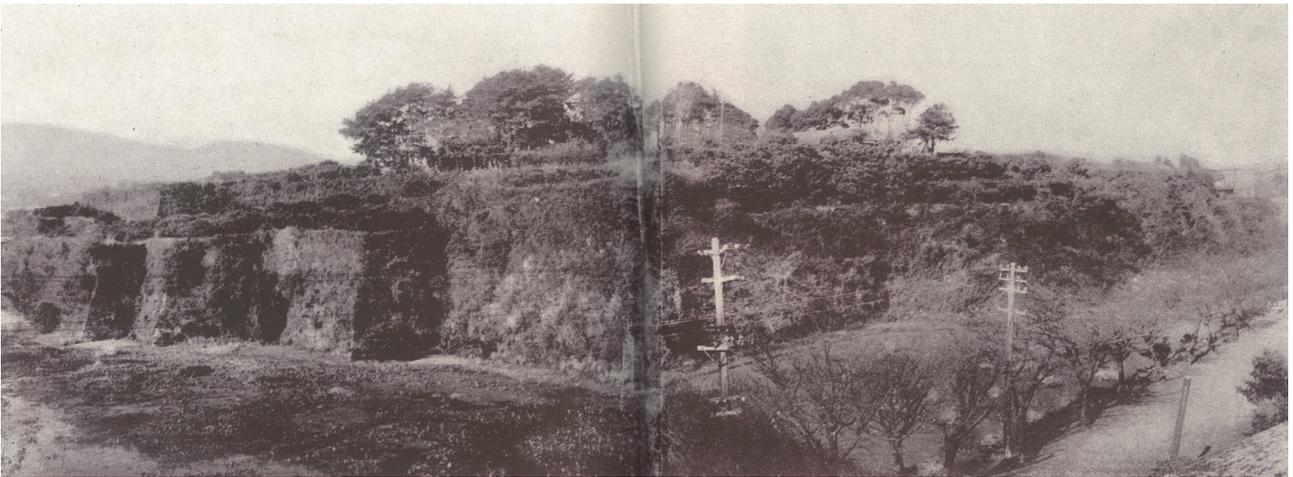
7 「園芸実習 (35 回生アルバム)」三ノ丸東側石垣  
(『100 年のあゆみ』) 【昭和 14 年 (1939)】



8 米軍航空写真 島原城跡部分（国土地理院 UR154）【昭和 22 年（1947）11 月 1 日】



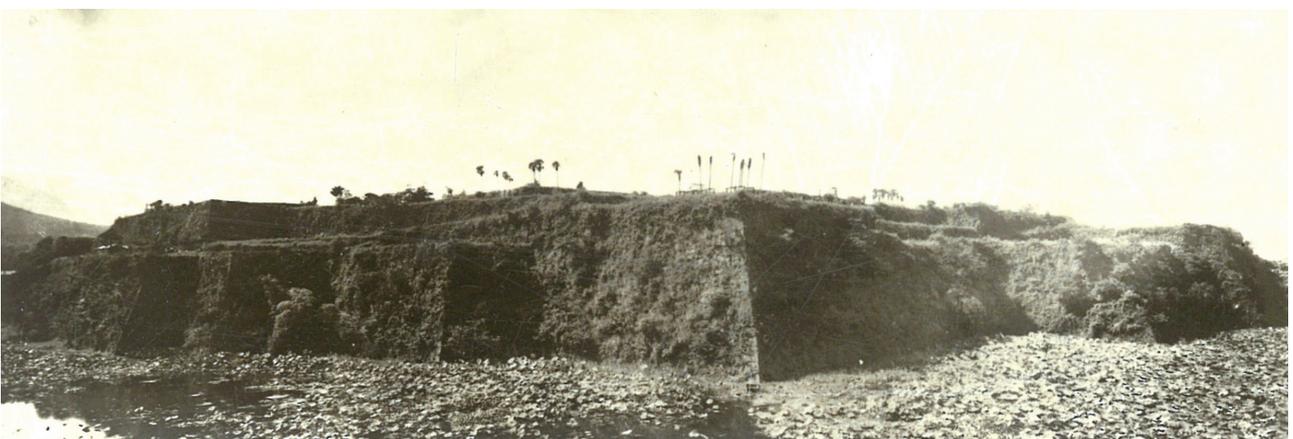
9 米軍航空写真 本丸・二ノ丸部分を拡大 (国土地理院 UR154) 【昭和 22 年 (1947) 11 月 1 日】



10 「島原城跡」(『島原半嶋史』上巻)【昭和29年(1954)頃】



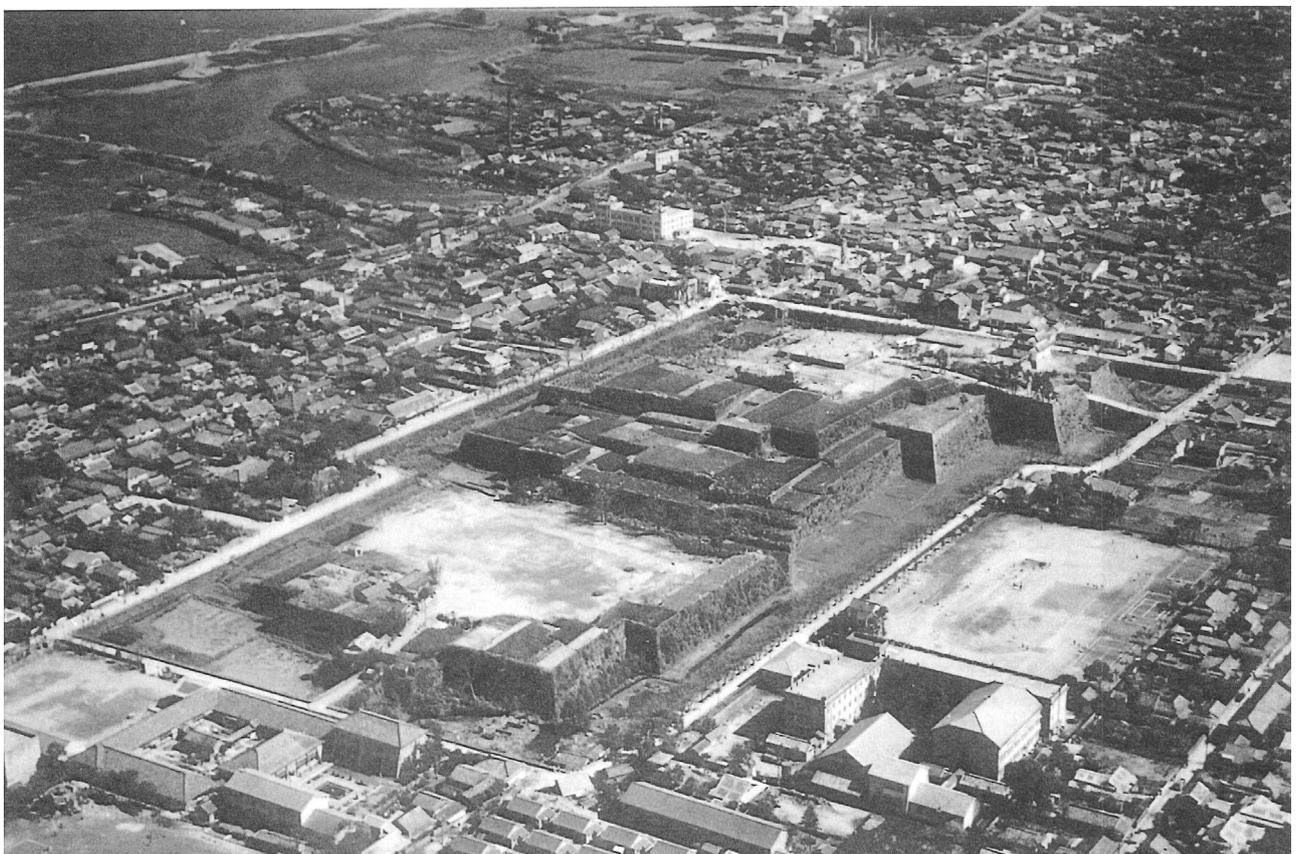
11 「森岳城址」(『島原半嶋史』上巻)【昭和29年(1954)頃】



12 島原城本丸南東(肥前島原松平文庫所蔵)【撮影年不明】



13 航空写真 部分 (『島原の今と昔 1990 島原市制施行50周年』)【昭和28年(1958)】



14 本丸・二ノ丸航空写真 (肥前島原松平文庫所蔵)【昭和37年頃】



15 二ノ丸北東  
(昭和32年水害時・島原図書館所蔵)  
【昭和32年(1957)】



16 「森岳城の堀(裏書)」堀北西か  
(昭和32年水害時・肥前島原松平文庫所蔵)  
【昭和32年(1957)】



17 「城跡の堀(裏書)」堀南東  
(昭和32年水害時・肥前島原松平文庫所蔵)  
【昭和32年(1957)】



18 「堀の排水溝陥没(裏書)」堀南東  
(昭和32年水害時・肥前島原松平文庫所蔵)  
【昭和32年(1957)】



19 南堀端道路法務局前  
(昭和32年水害時・島原市所蔵)  
【昭和32年(1957)】



20 南堀端道路法務局前(肥前島原松平文庫所蔵)  
【昭和32年(1957)】

II 島原城跡関連写真



21 堀の家 本丸と二ノ丸の間  
(肥前島原松平文庫所蔵)【撮影年不明】



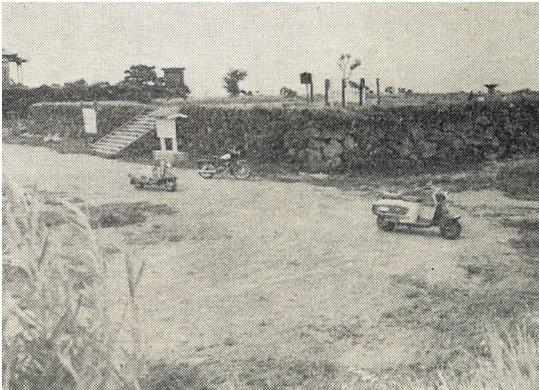
22 堀の家 本丸と二ノ丸の間  
(昭和32年水害時・肥前島原松平文庫所蔵)  
【昭和32年(1957)】



23 本丸より市役所方向(『市勢要覧』昭和32年)  
【昭和32年(1957)頃】



24 島原城跡全景(『市勢要覧』昭和36年)  
【昭和36年(1961)頃】



25 「天守閣あと」  
(島原観光協会『史跡巡り』昭和33年)  
【昭和33年(1958)頃】



26 模擬天守建設の起工式(島原市所蔵)  
【昭和38年(1963)3月】



27 模擬天守建設  
(肥前島原松平文庫所蔵)  
【昭和39年(1963)頃】



28 二ノ丸から本丸方向(『市勢要覧』昭和40年)  
【昭和40年(1964)頃】

編集上の都合により  
掲載できません

29 島原城 001 「復元された島原城の西の櫓＝1960年4月1日」  
（西日本新聞社提供）【昭和35年（1960）4月1日】

編集上の都合により  
掲載できません

30 島原城 002 「復元された島原城の西の櫓＝1960年4月1日」  
（西日本新聞社提供）【昭和35年（1960）4月1日】

編集上の都合により  
掲載できません

31 島原城 003 「復元された島原城の西の櫓＝1960年4月1日」  
（西日本新聞社提供）【昭和35年（1960）4月1日】

編集上の都合により  
掲載できません

32 島原城 005 「復元された島原城の西の櫓＝1960年4月1日」  
（西日本新聞社提供）【昭和35年（1960）4月1日】

編集上の都合により  
掲載できません

33 島原城 004 「復元された島原城の西の櫓＝1960年4月1日」  
(西日本新聞社提供)【昭和35年(1960)4月1日】

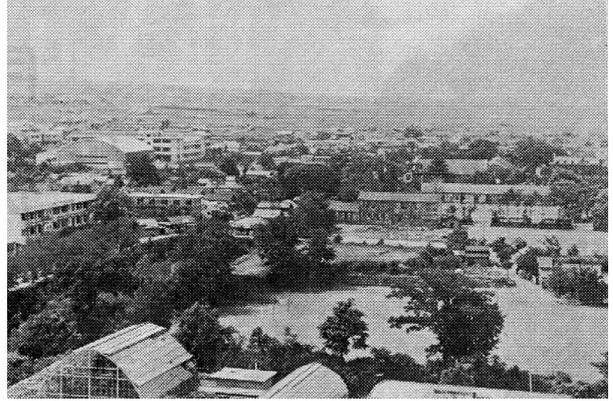
編集上の都合により  
掲載できません

34 島原城・東京五輪聖火リレー「島原城内の点火台に着いた東京五輪の聖火＝1964年9月13日」  
(西日本新聞社提供)【昭和39年(1964)4月1日】

II 島原城跡関連写真



35 模擬塀建設（肥前島原松平文庫所蔵）  
【昭和40年（1965）頃】



36 社会福祉従事者研修所（現：森岳公民館）  
建設予定地（『広報しまばら』昭和44年）  
【昭和44年（1969）頃】



37 三ノ丸南側石垣（現：第一小学校グラウンド）  
（第一小学校所蔵）【撮影年不明】



38 三ノ丸南側石垣（現：第一小学校グラウンド）  
（第一小学校所蔵）【撮影年不明】



39 二ノ丸・三ノ丸（島原市所蔵）  
【昭和47年（1972）頃】



40 二ノ丸・三ノ丸（島原市所蔵）  
【昭和47年（1972）頃】



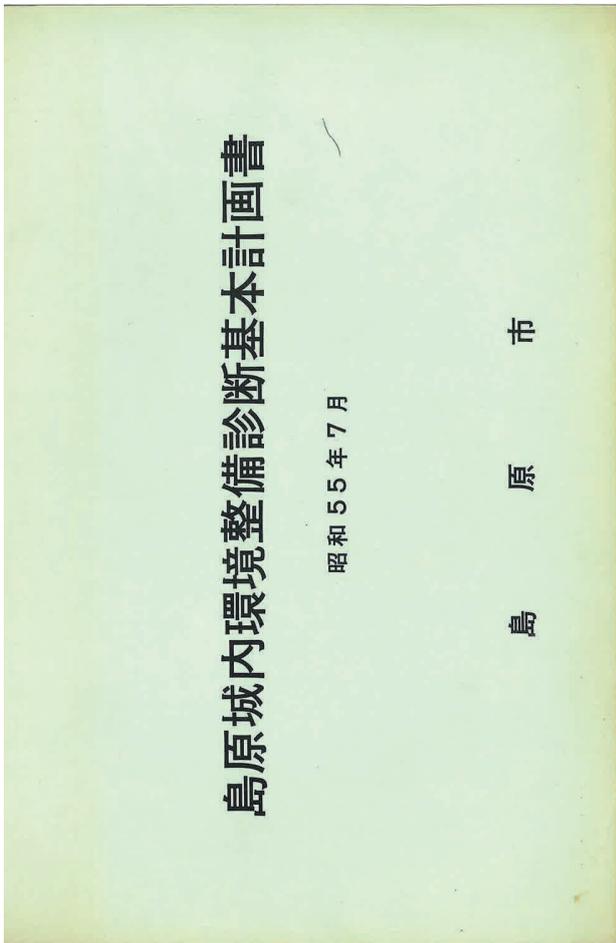
41 外塁線東側櫓台跡（島原市所蔵）  
【昭和55年（1980）頃】



42 三ノ丸（第一小学校所蔵）  
【昭和56年（1981）頃】

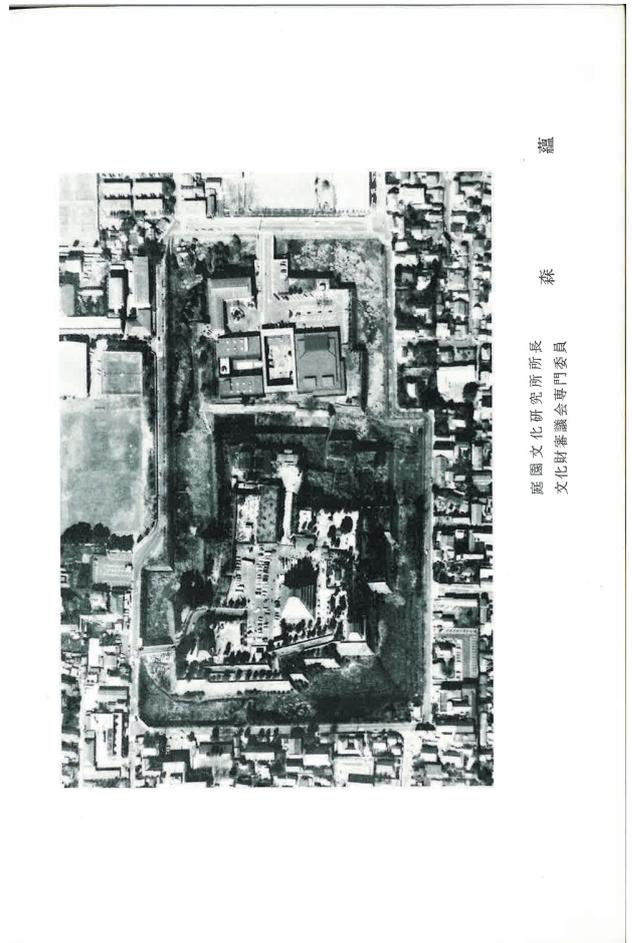
### III 參考資料

1 島原城内環境整備診断基本計画書



目 次

I. 城の周辺の堀に関する問題	1
II. 本丸地区内に関する問題	2
III. その他の感想	4
IV. 写真による説明	5
V. 参 考 図 面	14
VI. 島原城内環境整備診断基本計画図	20



庭園文化研究所長  
文化財審議会専門委員  
森 稔

昭和55年5月8～10日の3日間、島原市に滞在し、島原城周辺を調査した結果を報告する。

I. 城の周辺の堀に関する問題

1) 環境整備にあたっては、まず堀の38%に当る13,456㎡の私有地を買上げる必要がある。

2) 堀は現在泥土がたまって汚濁しているので、底部を浚渫した上で清水を湛えることが望ましい。しかし水位を高めると周辺民家との関係から不都合とのことであるので、現状の水位海拔約6mにとどめることが条件となる。なお清水を湛える区域は西側から南側さらに東側南部の一带で、その両岸近くに植栽してあるマツ・スギ・ビロウなどはすべて取り除き、すっきりとした堀の姿に戻すことが必要である。

3) 堀の東側北寄りから北側東半分にかけては従来、菖蒲が栽培されている。色彩も美しく好ましいので、存続して差支えないと考えられるが、出来ることなら石垣から1.5～2mほどはなして列状に杭を打ち、その内側に盛土して(水位より10～15cm)、いろいろの品種と色彩の菖蒲を植え、菖蒲園として整えたい。その菖蒲は石垣の上方からも可能であるが、一部(堀の中に)園路を設けてもよい。

4) 本丸より二の丸の文化会館への通路以西の堀(現在の運動場)はそのままの施設として残しても差支えない。ただしその両側石垣上に植栽を行ない、他の区域との連和感をやわらげたいと思う。

- 1 -

III. その他の感想

- 1) 城外の敷ある史蹟の中でも武家屋敷はまことに結構に拝見した。大切に保存していただきたいものである。もし周辺に石垣的な構壁を作る場合には、その石の積み方に充分注意してもらいたい。願うならば本光寺十六羅漢まわりの石垣の感じが最もふさわしいと思う。(参考第6図)
- 2) 市内各所を流れる細流は水がきれい、市街地の美観上にも独特の景観を形成している。鯉のいる町(清水町)の風情など、武家屋敷付近のものと同様、そのままの姿で是非永久に保存するよう保護してほしい。

以 上

II. 本丸地区内に関する問題

- 1) 天守閣の東北方に新設された丑寅櫓の入口前面石段西側の植栽についてはなるべく簡素な形態が望ましい。(参考第1図)
- 2) 丑寅櫓の西上方の広場は、天守閣を望見するのに恰好の広場を形成しているが、中央部のクスノキの大木が強すぎるので、これを他に移植したい。
- 3) 神社のある梅林一带の景観は好ましいので、樹林間に若干の景石を配し飛石を打つなどして、庭園的に整えたい。なお藤棚に囲まれた亭舎を少し改造したい。(参考第2図)
- 4) 三の丸より移築したという馬見所の建物はしょう酒で良いが、庭園は庭石が大きすぎるきらいがある。もう少し小柄なものに取りかえ、地形に抑揚をつけて、建物と調和した庭につくりかえては如何だろうか。(参考第3図)
- 5) 本丸北部の一段下った所の無料休憩所のある広場には、もと植物園跡の空地がある。ここは児童が自由にかつ活発に遊ぶ園地としたい。その周辺は芝生の明るい築山にする。無料休憩所に向う通路を、その東側は芝生の中に景石を点在させた枯山水庭園とし、ベンチを設けたりして、観光客の休養

の場所としたい。(参考第4図)

- 6) 天守閣南側下方に回遊の通路があり、その低所に現在花壇が設けられているが、花壇まわりのサツキやツゲが大きくならず、折角の内部の草花がよく見えない。沈床花壇的な取り扱いかからもよく刈込んで低くし、あるいはサツキやツゲをクサツゲ・ハクチ・ウゲなどに替えて、高さ30~40cm程度にとどめるようにしたい。石段の石の並べ方や、通路の縁の扱い(ブロックの縁取は不可——写真参照)にもっと注意して、感じのよい形に改めたい。(参考第5図)
- 7) 異櫓の西望記念館は、現代日本彫刻界最高の作者の作品を多数観賞できる申し分のないものであるが、畝内、特に天守閣の東直下に露出して並べてあるのは必ずしも通所とは言えない。かつ作品が次第に増えて、せまぐるしいのは好ましくない。もっと広い場所に敷地を物色して移すことは出来ないのであろうか。西望記念館の移転が不可能であるならば、せめて館外に配置してある作品だけでも丑寅櫓への通路付近に移せないものか、充分な検討を要する。ともかく、いくらか見事な彫刻でも、天守閣の直下に羅列されているのは折角の作品を観賞する上にどう見ても不適當と思われるからである。



I-2) 堀の泥土を浚渫し、現状の水位で清水を溜めるようにする。



I-2) 湖の中のマツ・スギ・ビロウなどをすべて除去し、  
水面の美観を取り戻したい。

- 6 -



II-3) 梅林一帯を歴史的に整備する。(参考第2図参照)

- 8 -



II-1) 丑寅櫓の前庭は既存のマツを生かし、簡素な植  
栽でまとめる。(参考第1図参照)

- 7 -



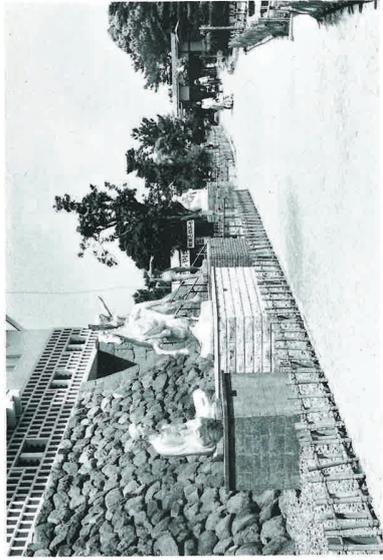
II-5) もと植物園跡の空地は児童遊戯場に、東部は  
入城者の休養広場とする。(参考第4図参照)

- 9 -



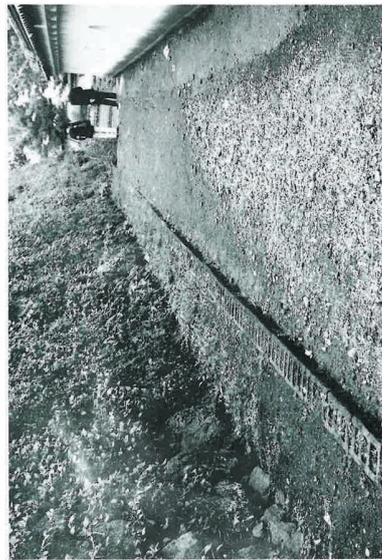
II-6) 沈床花壇の整備、管理をよくする。  
(参考第5図参照)

- 10 -



II-7) 天守閣東直下石垣ぞいの彫刻は通所への移転を  
考慮したい。

- 12 -



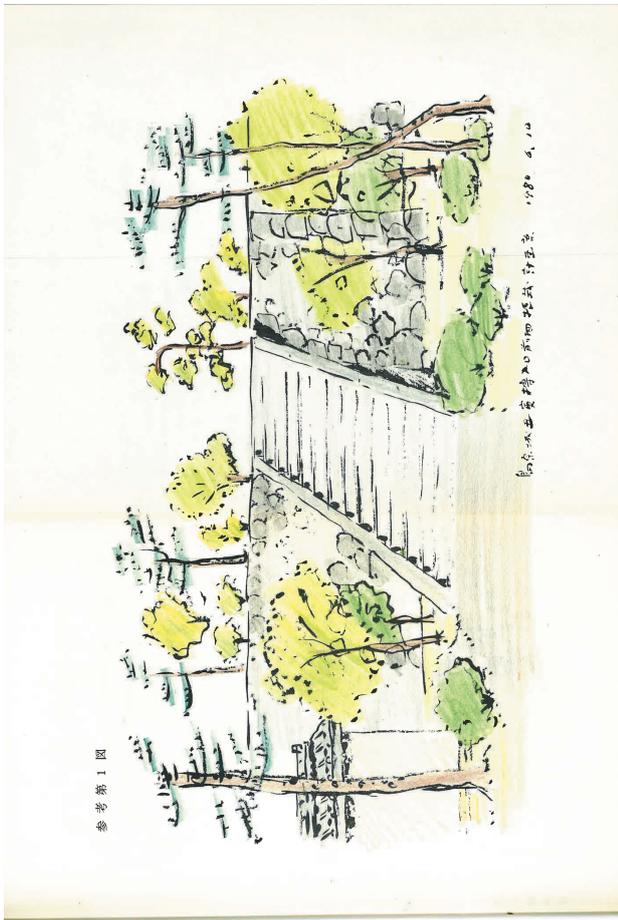
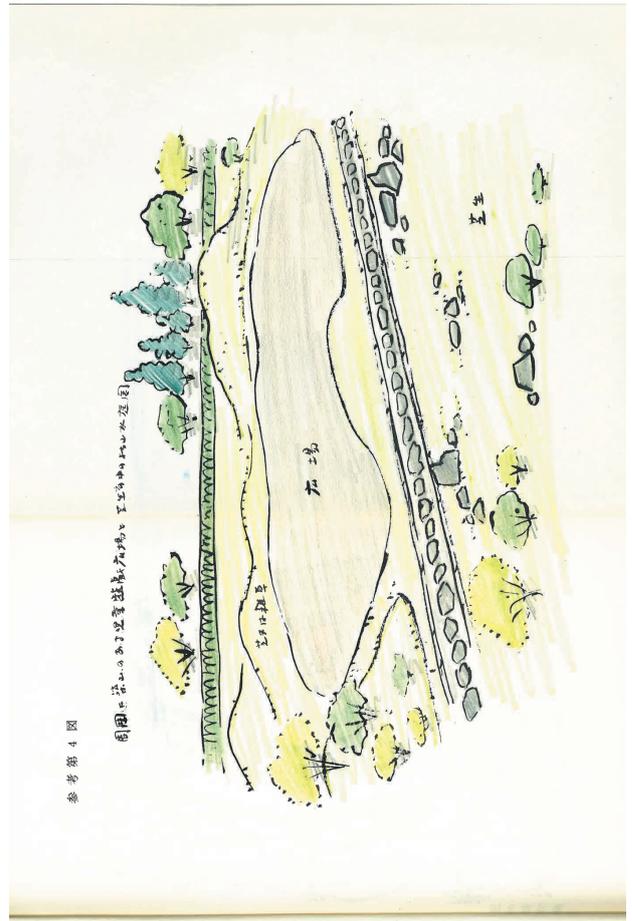
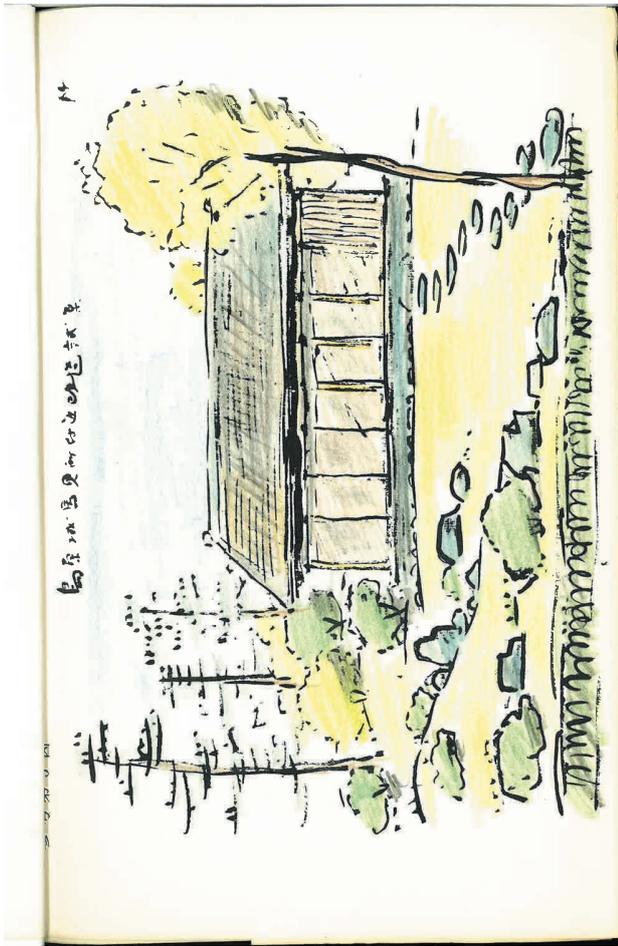
II-6') 沈床花壇への通路——石垣下のブロックの  
縁取りを差し石に替えたい。

- 11 -



II-7') 天守閣南側西望記念館(巽櫓)への通路  
両側の乱雑な縁石を整えること。

- 13 -





Ⅲ 参考資料

2 樹木調査表（※番号は33ページ第2-3-5図に対応）

県史跡指定範囲に植栽されている樹木について、石垣への影響を下記のように分類した。

- 緊急度Aを表す・・・すぐにでも伐採したほうがよいと判断される樹木。
- 緊急度Bを表す・・・緊急度Aほどではないが、伐採したほうがよいと判断される樹木。
- 緊急度Cを表す・・・緊急度Bの下のランク
- 緊急度Dを表す・・・石垣には直接関係なし

本丸の樹木調査

平成27年（2015）2月13、17、18日調査

番号	緊急度	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	石垣天端からの距離 (m)	特記事項
1	D	松	55	8	6	2.0	鳥原城から伐採の意向あり
2	-	松	50	10	-	0.7	
3	-	松	47	10	-	1.0	
4	-	松	63	10	-	1.0	
5	A	松	55	10	6	0.9	石垣の高さ約15m
6	A	松	43	8	5	0.8	石垣の高さ約15m
7	A	松	63	12	7	0.3	石垣の高さ約15m
8	A	松	63	10	5	0.3	石垣の高さ約15m
9	-	松	31	7	-	2.2	
10	-	松	42	10	-	2.7	
11	-	松	65	12	-	2.3	
12	-	松	52	10	-	1.7	
13	-	松	42	8	-	2.7	
14	-	松	43	10	-	2.4	
15	-	松	42	10	-	3.0	
16	-	松	40	10	-	1.3	
17	B	松	37	10	5	0.5	
18	B	松	42	10	6	1.0	
19	B	松	40	10	6	0.9	
20	B	松	56	10	7	0.6	
21	D	松	41	10	5	3.5	観光復興記念館の屋根に近接している
22	-	松	45	10	-	3.4	
23	-	松	30	8	-	2.8	
24	-	なし	-	-	-	-	伐採済
25	-	なし	-	-	-	-	伐採済
26	-	なし	-	-	-	-	伐採済
27	-	なし	-	-	-	-	伐採済
28	-	なし	-	-	-	-	伐採済
29-1	-	松	42	10	-	-	
29-2	-	松	33	10	-	-	
30-1	-	なし	-	-	-	-	伐採済
30-2	-	なし	-	-	-	-	伐採済
31	-	なし	-	-	-	-	伐採済
32	-	なし	-	-	-	-	伐採済
33	-	なし	-	-	-	-	伐採済
34	-	なし	-	-	-	-	伐採済
35	-	松	67	12	-	2.6	
36	-	松	37	10	-	2.8	
37	-	松	68	12	-	2.5	
38	-	松	62	10	-	2.3	
39	B	松	55	10	-	2.6	
40	-	松	51	7	-	2.6	
41	B	松	56	10	-	2.0	
42	B	松	51	10	-	1.6	
43	-	松	56	10	-	1.2	
44	B	松	56	10	-	2.3	
45	B	松	65	12	-	2.7	
46	-	松	57	12	-	-	

番号	緊急度	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	石垣天端からの距離 (m)	特記事項
47	-	なし	-	-	-	-	伐採済
48	-	うめ	-	-	-	-	
49	C	松	66	10	8	1.6	
50	-	うめ	-	-	-	-	
51	-	松	50	12	-	3.3	
52	-	松	60	12	-	3.5	
53	-	松	47	12	-	3.2	
54	-	松	40	12	-	3.2	
55	-	松	35	12	-	1.8	
56	-	松	20	6	-	1.7	
57	-	松	55	12	-	1.7	
58	-	松	46	12	-	1.2	
59	-	松	40	12	-	1.5	
60	-	松	57	12	-	1.5	
61	-	松	43	10	-	1.1	
62	C	松	62	7	6	1.0	
63	-	松	55	10	-	3.1	
64	-	松	45	10	-	1.7	
65	-	松	15	5	-	-	
66	-	松	20	4	-	-	
67	-	松	14	3	-	-	
68	-	松	10	3	-	-	
69	-	なし	-	-	-	-	伐採済
70	-	松	17	4	-	-	
71	-	松	65	12	-	-	
72	-	松	10	3	-	-	
73	-	松	17	4	-	-	
74	-	松	20	4	-	-	
75	-	松	20	5	-	-	
76	-	松	47	12	-	-	
77	-	松	55	12	-	-	
78	-	松	58	10	-	-	
79	-	松	49	10	-	-	
80	-	松	60	10	-	-	
81	-	松	36	10	-	-	
82	-	松	45	12	-	-	
83	-	松	50	12	-	-	
84	-	松	48	12	-	1.4	
85	-	松	30	10	-	0.9	
86	A	松	62	12	7	0.7	松の根が見えている
87	-	なし	-	-	-	-	伐採済
88	-	松	33	10	-	1.5	
89	-	松	39	10	-	1.5	
90	-	松	11	3	-	-	
91	-	松	11	3	-	-	
92	-	松	14	3	-	2.5	
93	B	松	56	10	5	0.1	塀に近接。石垣にはらみ
94	B	松	50	8	4	0.7	
95	-	松	30	8	-	2.5	
96	-	松	40	10	-	4.4	
97	-	松	50	12	-	3.7	
98	-	松	50	12	-	3.9	
99	-	松	55	12	-	2.6	
100	-	松	50	12	-	2.1	

番号	緊急度	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	石垣天端からの距離 (m)	特記事項
101	-	松	49	12	-	2.6	
102	-	松	35	10	-	2.9	
103	-	松	50	12	-	-	
104	-	松	54	10	4	2.7	
105	-	松	43	12	-	-	
106	-	松	56	12	-	1.5	
107	-	松	46	13	-	1.2	
108	-	松	55	15	-	4.8	
109	-	松	70	15	-	3.3	
110	-	松	65	12	7	4.7	
111	-	松	50	15	-	1.8	
112	-	なし	-	-	-	-	伐採済
113	-	なし	-	-	-	-	伐採済
114	-	松	54	12	-	1.2	
115	-	松	47	12	-	1.3	
116	-	松	32	7	-	-	
117	-	松	38	10	-	-	
118	-	松	70	12	-	-	
119	-	松	60	8	-	1.2	
120	-	なし	-	-	-	-	
121	-	なし	-	-	-	-	
122	-	なし	-	-	-	-	
123	-	松	32	8	-	3.4	
124	-	松	40	7	-	3.0	
125	-	松	60	10	-	3.0	
126	-	松	65	10	-	3.0	
127	-	松	52	10	-	-	
128	B	松	47	8	5	0.4	塀に近接。傾いている
129	-	松	40	10	-	1.5	
130	-	松	40	10	-	1.2	
131	-	松	60	12	5	1.7	
132	-	松	68	12	-	1.5	
133	-	松	60	10	-	1.8	
134	-	松	66	12	-	2.5	
135	-	松	36	10	-	2.3	
136	-	松	36	10	-	2.1	
137	-	松	40	10	-	2.1	
138	-	松	50	12	-	2.1	
139	-	松	90	12	-	1.6	
140	-	松	50	8	-	1.8	
141	-	松	76	10	-	2.0	
142	C	松	30	10	-	0.6	石垣下
143	C	松	37	10	-	1.9	石垣下
144	-	松	57	10	-	2.4	
145	-	松	58	10	-	2.4	
146	-	松	40	8	-	2.5	
147	-	松	30	8	-	3.0	
148	C	松	91	12	8	1.9	
149	-	松	65	10	-	2.5	
150	-	松	33	7	-	2.1	
151	-	松	35	7	-	2.0	
152	B	松	66	10	8	1.6	塀にクラック
153	-	松	47	12	-	1.2	
154	-	松	68	10	-	1.6	
155	B	松	60	12	5	0.9 / 1.4	
156	B	松	65	12	6	1.6	石垣にはらみ
157	B	松	90	10	10	1.0	石垣にはらみ
158	B	松	81	10	12	1.4	塀にクラック
159	-	松	41	8	-	2.7	
160	-	なし	-	-	-	-	伐採済
161	-	松	23	2	-	0.5	横方向に15m伸びている
162	-	松	27	3	-	1.6	
163	-	松	20	3	-	-	土羽
164	-	松	56	8	-	0.8	

番号	緊急度	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	石垣天端からの距離 (m)	特記事項
165	-	松	10	3	-	2.4	
166	-	松	10	2	-	-	土羽
167	-	松	7	2	-	-	土羽
168	-	松	12	4	-	-	土羽
169	-	松	15	3	-	-	土羽
170	-	松	20	3	-	0.5	土羽
171	-	松	13	2	-	-	土羽
172	-	なし	-	-	-	-	伐採済
173	-	なし	-	-	-	-	伐採済
174	-	松	10	2	-	0.6	
175	-	松	13	2	-	1.2	
176	-	松	11	2	-	0.6	
あ	-	いちよう	40	12	-	1.6	
い	-	いちよう	46	12	-	0.8	
う	-	いちよう	60	10	-	-	
え	-	まき	26	4	-	2.5	
お	-	まき	44	8	-	2.8	
か	-	まき	25	3	-	2.7	
き	-	まき	20	3	-	2.6	
く	-	まき	28	7	-	4.0	
け	-	くす	55	10	-	3.3	
こ	-	くす	70	12	-	3.8	
さ	-	もち	27	8	-	1.5	
し	-	つばき	22	7	-	1.8	7本
す	-	もち	15	6	-	1.9	4本
せ	-	くす	43	10	-	3.6	
そ	-	くす	45	10	-	3.4	
た	-	不明	40	5	-	2.0	6本
ち	-	さくら	20	5	-	2.5	14本
つ	-	不明	45	8	-	2.1	
て	B	不明	45	6	-	1.3	
と	B	センダン	66	8	10	1.2	
な	-	くす	54	10	-	3.4	
に	-	不明	40	6	-	1.5	
ぬ	-	あんず	22	6	-	1.4	
ね	-	さくら	12	4	-	1.8	
の	-	まき	55	7	-	-	
は	-	うめ	23	4	-	2.3	
ひ	-	うめ	25	3	-	1.8	3本
ふ	-	不明	50	10	-	2.5	
へ	-	くす	50	6	-	2.8	
ほ	-	くす	35	6	-	2.7	
ま	-	くす	40	6	-	3.6	
み	-	くす	53	8	-	2.0	
む	-	松	10	3	-	2.4	
め	-	松	10	3	-	2.6	
も	-	くす	47	7	-	-	
A	-	うめ	30	5	-	-	7本
A	-	ワシントンヤシ	30	7	-	-	1本
B	-	うめ	25	5	-	-	51本
B	-	桜	30	7	-	3.2	12本
C	-	うめ	20	4	-	-	17本
D	-	うめ	20	4	-	1.1	16本
D-1	C	うめ	31	4	5	0.7	民有地
D-2	C	うめ	19	4	4	0.6	民有地
E	-	うめ	15	30	-	-	12本
F	-	うめ	18	3	-	-	14本
F-1	C	うめ	20	3	4	0.4	
G	-	うめ	16	3	-	-	13本
G	-	くす	160	10	-	-	1本
H	-	うめ	41	3	-	2.0	49本
I	-	うめ	25	3	-	2.9	37本

Ⅲ 参考資料

二ノ丸の樹木調査

番号	緊急度	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	石垣天端からの距離 (m)	特記事項
a	-	不明	48	6	-	1.50	
b	-	ヒマラヤスギ	25	6	-	1.80	
c	-	ヒマラヤスギ	25	6	-	1.80	
d	A	ワシントンヤシ	17	5	2	0.00	
e	-	さくら	40	6	-	0.30	17本
e	-	くす	40	12	-	1.20	5本
e-1	B	さくら	21	2.5	4	1.10	
e-2	B	くす	70	10	8	0.90	
e-3	B	さくら	37 13 15	5	7	0.20	
e-4	B	さくら	28	7	5	0.30	

平成27年（2015）2月13、17、18日調査

番号	緊急度	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	石垣天端からの距離 (m)	特記事項
e-5	B	さくら	29	5	5	0.75	
f	-	松	30	5	-	0.50	2本
f-1	A	松	29	5	6	0.65	石垣の高さ約12m
f-2	A	松	40	6	6	0.75	石垣の高さ約12m
g	-	まき	20	4	-	-	
h	-	ヒマラヤスギ	25	7	-	1.50	

堀周辺の樹木調査

番号	緊急度	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	石垣天端からの距離 (m)	特記事項
201	-	さくら	104			3.5 ~ 4.5	
202	-	さくら	57			3.5 ~ 4.5	
203	-	さくら	50			3.5 ~ 4.5	
204	-	さくら	25			3.5 ~ 4.5	
205	-	さくら	78			3.5 ~ 4.5	
206	-	さくら	25			3.5 ~ 4.5	
207	-	さくら	25			3.5 ~ 4.5	
208	-	さくら	32			3.5 ~ 4.5	
209	-	さくら	75			3.5 ~ 4.5	
210	-	さくら	85			3.5 ~ 4.5	
211	-	さくら	25			3.5 ~ 4.5	
212	-	さくら	53			3.5 ~ 4.5	
213	-	さくら	79			3.5 ~ 4.5	
214	-	さくら	47			3.5 ~ 4.5	
215	-	さくら	100			3.5 ~ 4.5	
216	-	さくら	37			3.5 ~ 4.5	
217	-	さくら	61			3.5 ~ 4.5	
218	-	さくら	25			3.5 ~ 4.5	
219	-	さくら	30			3.5 ~ 4.5	
220	-	さくら	35			3.5 ~ 4.5	
221	-	さくら	80			3.5 ~ 4.5	
222	-	さくら	125			3.5 ~ 4.5	
223	-	さくら	25			3.5 ~ 4.5	
224	-	さくら	170			3.5 ~ 4.5	
225	-	さくら	40			3.5 ~ 4.5	
226	-	さくら	82			3.5 ~ 4.5	
227	-	さくら	55			3.5 ~ 4.5	
228	-	さくら	89			3.5 ~ 4.5	
229	-	さくら	114			3.5 ~ 4.5	
230	-	さくら	120			3.5 ~ 4.5	
231	-	さくら	30			3.5 ~ 4.5	
232	-	さくら	69			3.5 ~ 4.5	
233	-	さくら	120			3.5 ~ 4.5	
234	-	さくら	130			3.5 ~ 4.5	
235	-	さくら	36			3.5 ~ 4.5	
236	-	さくら	47			3.5 ~ 4.5	
237	-	さくら	29			3.5 ~ 4.5	
238	-	さくら	110			3.5 ~ 4.5	
239	-	さくら	32			0.3 ~ 0.9	
240	-	さくら	70			0.3 ~ 0.9	
241	-	さくら	76			0.3 ~ 0.9	
242	-	さくら	104.3			0.3 ~ 0.9	
243	-	さくら	158			0.3 ~ 0.9	
244	-	さくら	130			0.3 ~ 0.9	
245	-	さくら	123			0.3 ~ 0.9	
246	-	さくら	127			0.3 ~ 0.9	
247	-	さくら	142			0.3 ~ 0.9	
248	-	さくら	110			0.3 ~ 0.9	
249	-	さくら	150			0.3 ~ 0.9	

平成26年（2014）5月21日調査

番号	緊急度	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	石垣天端からの距離 (m)	特記事項
250	-	さくら	160			0.3 ~ 0.9	
251	-	さくら	92			0.3 ~ 0.9	
252	-	さくら	77			0.3 ~ 0.9	
253	-	さくら	122			0.3 ~ 0.9	
254	-	さくら	90			0.3 ~ 0.9	
255	-	さくら	118			0.3 ~ 0.9	
256	-	さくら	45			0.3 ~ 0.9	
257	-	さくら	140			0.3 ~ 0.9	
258	-	さくら	205.1			0.3 ~ 0.9	
259	-	さくら	122			0.3 ~ 0.9	
260	-	さくら	140			0.3 ~ 0.9	
261	-	さくら	150			0.3 ~ 0.9	
262	-	さくら	87			0.3 ~ 0.9	
263	-	さくら	142			0.3 ~ 0.9	
264	-	さくら	130			0.3 ~ 0.9	
265	-	さくら	61			0.3 ~ 0.9	
266	-	さくら	70			0.3 ~ 0.9	
267	-	さくら	85			0.3 ~ 0.9	
268	-	さくら	145			0.3 ~ 0.9	
269	-	さくら	55			0.3 ~ 0.9	
270	-	さくら	93			0.3 ~ 0.9	
271	-	さくら	80			0.3 ~ 0.9	
272	-	さくら	20			0.3 ~ 0.9	
273	-	さくら	65			0.3 ~ 0.9	
274	-	さくら	136			0.3 ~ 0.9	
275	-	さくら	103			0.3 ~ 0.9	
276	-	さくら	261			0.3 ~ 0.9	
277	-	さくら	110			0.3 ~ 0.9	
278	-	さくら	235			0.3 ~ 0.9	
279	-	さくら	153			0.3 ~ 0.9	
280	-	さくら	65			0.3 ~ 0.9	
281	-	さくら	102			0.3 ~ 0.9	
282	-	さくら	220			0.3 ~ 0.9	
283	-	さくら	33			0.3 ~ 0.9	
284	-	さくら	20			0.3 ~ 0.9	
285	-	さくら	101			0.7 ~ 1.0	
286	-	さくら	26			0.7 ~ 1.0	
287	-	くす	120			0.7 ~ 1.0	
288	-	さくら	87			0.4	伐採済
289	-	さくら	29			0.4	
290	-	さくら	30			0.4	
291	-	さくら	95.2			0.4	伐採済
292	-	さくら	105			0.4	伐採済
293	-	さくら	110			0.4	伐採済
294	-	さくら	114			0.4	伐採済
295	-	さくら	88			0.4	
296	-	さくら	110			0.4	折れ
297	-	さくら	60			0.45 ~ 0.75	
298	-	さくら	77			0.45 ~ 0.75	

番号	緊急度	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	石垣天端からの距離 (m)	特記事項
299	-	さくら	94			0.45 ~ 0.75	
300	-	さくら	80			0.45 ~ 0.75	
301	-	さくら	94			0.45 ~ 0.75	
302	-	さくら	132			0.45 ~ 0.75	
303	-	さくら	137			0.45 ~ 0.75	伐採済
304	-	さくら	134			0.4 ~ 0.8	
305	-	さくら	107			0.4 ~ 0.8	
306	-	さくら	96			0.4 ~ 0.8	
307	-	さくら	128			0.4 ~ 0.8	
308	-	さくら	94			0.4 ~ 0.8	
309	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	伐採済
310	-	さくら	140			0.4 ~ 0.8	
311	-	さくら	75			0.4 ~ 0.8	
312	-	さくら	150			0.4 ~ 0.8	
313	-	さくら	110			0.4 ~ 0.8	伐採済
314	-	さくら	75			0.4 ~ 0.8	
315	-	さくら	122			0.4 ~ 0.8	
316	-	さくら	123			0.4 ~ 0.8	伐採済
317	-	さくら	75			0.4 ~ 0.8	
318	-	さくら	115			0.4 ~ 0.8	
319	-	さくら	100			0.4 ~ 0.8	
320	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	
321	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	
322	-	さくら	116			0.4 ~ 0.8	
323	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	
324	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	
325	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	添木あり
326	-	さくら	110			0.4 ~ 0.8	
327	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	
328	-	さくら	86			0.4 ~ 0.8	
329	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	
330	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	
331	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	
332	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	
333	-	さくら	90			0.4 ~ 0.8	
334	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	
335	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	
336	-	さくら	95			0.4 ~ 0.8	
337	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	
338	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	折れ
339	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	伐採済
340	-	さくら	55			0.4 ~ 0.8	
341	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	
342	-	さくら	-			0.4 ~ 0.8	伐採済
343	-	さくら	160			0.3 ~ 0.9	
344	-	さくら	120			0.3 ~ 0.9	
345	-	さくら	126			0.3 ~ 0.9	
346	-	さくら	112			0.3 ~ 0.9	
347	-	さくら	209			0.3 ~ 0.9	
348	-	さくら	112			0.3 ~ 0.9	
349	-	さくら	115			0.3 ~ 0.9	
350	-	さくら	145			0.3 ~ 0.9	
351	-	さくら	100			0.3 ~ 0.9	
352	-	さくら	112			0.3 ~ 0.9	
353	-	さくら	135			0.3 ~ 0.9	
354	-	さくら	125			0.3 ~ 0.9	
355	-	さくら	128.8			0.3 ~ 0.9	
356	-	さくら	130			0.3 ~ 0.9	

番号	緊急度	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	石垣天端からの距離 (m)	特記事項
357	-	さくら	97			0.3 ~ 0.9	
358	-	さくら	104			0.3 ~ 0.9	
359	-	さくら	128			0.3 ~ 0.9	
360	-	さくら	125			0.3 ~ 0.9	
361	-	さくら	30			0.3 ~ 0.9	
362	-	さくら	24			0.3 ~ 0.9	
363	-	さくら	30			0.3 ~ 0.9	
364	-	さくら	123			0.3 ~ 0.9	
365	-	さくら	130			0.3 ~ 0.9	
366	-	さくら	45			0.3 ~ 0.9	
367	-	さくら	83			0.3 ~ 0.9	
368	-	さくら	33			0.3 ~ 0.9	
369	-	さくら	176			0.3 ~ 0.9	
370	-	さくら	150			0.3 ~ 0.9	
371	-	さくら	94			0.3 ~ 0.9	
372	-	さくら	115			0.3 ~ 0.9	
373	-	さくら	145			0.3 ~ 0.9	
374	-	さくら	126			0.3 ~ 0.9	
375	-	さくら	90			0.3 ~ 0.9	
376	-	さくら	40			0.3 ~ 0.9	
377	-	さくら	108			0.3 ~ 0.9	
378	-	さくら	125			0.3 ~ 0.9	
379	-	さくら	103			0.3 ~ 0.9	
380	-	さくら	71			0.3 ~ 0.9	
381	-	さくら	117			0.3 ~ 0.9	
382	-	さくら	63			0.3 ~ 0.9	
383	-	さくら	116			0.3 ~ 0.9	
384	-	さくら	133			0.3 ~ 0.9	
385	-	さくら	120			0.4 ~ 0.5	
386	-	さくら	29			0.4 ~ 0.5	
387	-	さくら	120			0.4 ~ 0.5	
388	-	さくら	110			0.4 ~ 0.5	
389	-	さくら	102			0.4 ~ 0.5	
390	-	さくら	90			0.4 ~ 0.5	
391	-	さくら	81			0.4 ~ 0.5	
392	-	さくら	100			0.4 ~ 0.5	
393	-	さくら	87			0.4 ~ 0.5	
394	-	さくら	105			0.4 ~ 0.5	
395	-	さくら	113			0.4 ~ 0.5	
396	-	さくら	100			0.4 ~ 0.5	
397	-	さくら	83			0.4 ~ 0.5	
398	-	さくら	129			0.4 ~ 0.5	
399	-	さくら	127			0.4 ~ 0.5	
400	-	さくら	91			0.4 ~ 0.5	
401	-	さくら	102			0.4 ~ 0.5	
402	-	さくら	80			0.4 ~ 0.5	
403	-	さくら	112			0.4 ~ 0.5	
404	-	さくら	115			0.4 ~ 0.5	
405	-	さくら	60			0.4 ~ 0.5	
406	-	さくら	144			0.4 ~ 0.5	
407	-	さくら	98			0.4 ~ 0.5	
408	-	さくら	113			0.4 ~ 0.5	
409	-	さくら	109			0.4 ~ 0.5	
410	-	さくら	94			0.4 ~ 0.5	
411	-	さくら	140			0.4 ~ 0.5	
412	-	さくら	75			0.4 ~ 0.5	

堀（ゲートボール場）の樹木調査

平成27年2月13、17、18日調査

番号	緊急度	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	石垣天端からの距離 (m)	特記事項
-	-	やし	20	5	-	-	3本
-	-	ホルト	20	5	-	-	1本
-	-	びわ	20	5	-	-	1本
-	-	もみじ	20	5	-	-	1本

### III 参考資料

#### 3 長崎県文化財保護条例

○長崎県文化財保護条例（一部抜粋）

昭和 36 年 3 月 30 日長崎県条例第 16 号

改正

昭和 50 年 12 月 19 日条例第 45 号

平成 17 年 3 月 22 日条例第 46 号

令和 2 年 3 月 27 日条例第 37 号

長崎県文化財保護条例をここに公布する。

長崎県文化財保護条例

長崎県文化財保護条例（昭和 28 年長崎県条例第 29 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 県指定有形文化財（第 4 条—第 22 条）

第 3 章 県指定無形文化財（第 23 条—第 28 条）（条文省略）

第 4 章 県指定有形民俗文化財・県指定無形民俗文化財（第 29 条—第 33 条）（条文省略）

第 5 章 県指定史跡名勝天然記念物（第 34 条—第 39 条）

第 5 章の 2 県選定保存技術（第 39 条の 2—第 39 条の 5）（条文省略）

第 6 章 補則（第 40 条）

第 7 章 罰則（第 41 条—第 43 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 182 条第 2 項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するものうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第 2 条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（1）～（3） 省略

（4） 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で県にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で県にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含

む。）で県にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第 3 条 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第 2 章 県指定有形文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを県指定有形文化財に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、長崎県文化財保護審議会（以下「文化財保護審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定をしたときは、その旨を県公報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知するものとする。

5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による県公報の告示があった日からその効力を生ずる。

6 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第 5 条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 県指定有形文化財について法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定があったときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県公

報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

- 5 第2項において準用する前条第4項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、当該県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(管理方法の指示)

第6条 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者に対し、県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第7条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い県指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもっぱら自己に代り当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、県指定有形文化財の所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

- 4 管理責任者には、前条及び第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第8条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 県指定有形文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 3 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が県指定有形文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(滅失、毀損等)

第9条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しく

は盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

第10条 省略

(管理又は修理の補助)

第11条 県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者又は管理責任者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理責任者に対し、予算の範囲内で、補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第12条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者又は管理責任者が次の各号の一に該当するに至ったときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者又は管理責任者に対し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関しこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第13条 県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 教育委員会は、県指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

- 3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で、その全部又は一部を県の負担とすることができる。

### Ⅲ 参考資料

4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第11条第2項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第14条 県が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき第11条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(以下この条において「所有者等」という。)は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財又はその部分につき教育委員会が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県指定有形文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第15条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更について教育委員会規則で定める維持の措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、あらかじめ、その旨を、現状変更について非常災害のために必要な応急措置を執った場合はその旨を教育委員会に届け出ることをもって足りる。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第16条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、前条第1項の規定により許可をされた行為に附随して生ずる修理を行うとき又は第11条第1項の規定による補助金の交付若しくは第13条第2項の規定による勧告を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る県指定有形文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

第17～20条 省略

(調査)

第21条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第22条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定有形文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

#### 第3章 県指定無形文化財

第23～28条 省略

#### 第4章 県指定有形民俗文化財・県指定無形民俗文化財

第29～33条 省略

#### 第5章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第34条 教育委員会は、県の区域内に存する記念

物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝、又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを県指定史跡、県指定名勝又は県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、県指定史跡名勝天然記念物の指定書を交付すべき相手が多数で個別に交付し難い事情があるときは、教育委員会は、当該指定書を第39条で準用する第7条第2項の規定により選任した管理責任者（以下この章において「県指定記念物の管理責任者」という。）に交付することができる。

（解除）

第35条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 県指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

- 3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項の規定を、前項の場合には第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

（標識等の設置）

第36条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者又は県指定記念物の管理責任者は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第37条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（県指定記念物の管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第38条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更について教育委員会規則で定める維持の措置を執る場合及び保

存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、あらかじめ、その旨を、現状変更について非常災害のために必要な応急措置を執った場合はその旨を教育委員会に届け出ることをもって足りる。

- 2 前項の規定による許可を与える場合には、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

- 3 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第15条第2項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

（準用規定）

第39条 第6条から第9条まで、第11条から第14条まで、第16条、第21条及び第22条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

#### 第5章の2 県選定保存技術

第39条の2～39条の5 省略

#### 第6章 補則

（教育委員会規則への委任）

第40条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 第7章 罰則

第41条 県指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

- 2 前項に規定する者が、当該県指定有形文化財の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第42条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

- 2 前項に規定する者が、当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第42条の2 第15条又は第38条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、15万円以下の罰金又は科料に処する。

### Ⅲ 参考資料

第 43 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 3 月をこえない範囲内において教育委員会規則において定める日から施行する。(昭和 36 年教委規則第 6 号で昭和 36 年 6 月 20 日から施行)

(経過規定)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長崎県文化財保護条例の規定により指定されている重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物又は助成されている無形文化財は、この条例の担当規定により指定された県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物又は県指定無形文化財とみなす。

附 則 (昭和 50 年条例第 45 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会は、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長崎県文化財保護条例(以下「旧条例」という。)第 23 条第 1 項の規定により指定されている県指定無形文化財のうち、この条例による改正後の長崎県文化財保護条例(以下「新条例」という。)第 29 条第 1 項の規定による県指定無形民俗文化財の指定をする必要があると認められるものについては、この条例施行後 1 年以内に旧条例第 23 条第 1 項の規定によってした指定を解除するとともに、新条例第 29 条第 1 項の規定による県指定無形民俗文化財に指定しなければならない。

3 この条例の施行の際現に旧条例第 29 条第 1 項の規定により指定されている県指定民俗資料の新条例の適用については、新条例第 29 条第 1 項の規定により指定された県指定有形民俗文化財とみなす。この場合において旧条例第 29 条第 2 項において準用する旧条例第 4 条第 6 項の規定により交付された県指定民俗資料の指定書は、新条例第 29 条第 2 項において準用する新条例第 4 条第 6 項の規定により交付された県指定有形民俗文化財の指定書とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

5 附属機関の設置に関する条例(昭和 29 年長崎県条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

6 長崎県屋外広告物条例(昭和 39 年長崎県条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

7 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和 45 年長崎県条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成 17 年条例第 46 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 27 日条例第 37 号)

(施行期日)

1 この条例中第 1 条及び第 4 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から、第 2 条及び第 3 条の規定は公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 第 1 条の規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 4 長崎県文化財保護条例施行規則

○長崎県文化財保護条例施行規則（一部抜粋）  
昭和36年6月13日長崎県教育委員会規則第5号  
改正

昭和51年3月26日教育委員会規則第2号  
令和2年3月27日教育委員会規則第6号  
長崎県文化財保護条例施行規則をここに公布する。  
長崎県文化財保護条例施行規則  
長崎県文化財保護条例施行規則（昭和28年長崎  
県教育委員会規則第2号）の全部を改正する。  
（趣旨）

第1条 この規則は、長崎県文化財保護条例（昭和  
36年長崎県条例第16号。以下「条例」という。）  
第40条の規定に基づき、条例の施行に関し必要  
な事項を定めるものとする。

（指定書の様式）

第2条 条例第4条第6項（条例第29条第2項及  
び第34条第2項において準用する場合を含む。）  
の規定により交付する指定書は、様式第1号によ  
るものとする。

（指定書等の再交付の申請）

第3条 県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、  
又は県指定史跡名勝天然記念物の所有者は、指定  
書を亡失し、若しくは盗みとられ、又は滅失し、  
若しくは破損した場合には、その再交付を申請す  
ることができる。

2 前項の申請は、様式第2号による指定書再交付  
申請書にこれらの事実を証明するに足りる書類又  
は破損した指定書を添えて教育委員会に提出しな  
ければならない。

3 省略（管理責任者の選任又は解任の届出）

第4条 条例第7条第3項（条例第32条及び第39  
条において準用する場合を含む。）の規定による  
管理責任者を選任し、又は解任したときの届出は、  
様式第3号による管理責任者選任（解任）届によ  
るものとする。

（所有者又は管理責任者の変更の届出等）

第5条 条例第8条第1項（条例第32条及び第39  
条において準用する場合を含む。）の規定による  
所有者が変更したときの届出又は条例第8条第2  
項（条例第32条及び第39条において準用する場  
合を含む。）の規定による管理責任者を変更した  
ときの届出は、様式第4号によるものとする。

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は  
住所の変更の届出）

第6条 条例第8条第3項（条例第32条及び第39

条において準用する場合を含む。）の規定による  
所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住  
所を変更したときの届出は、様式第5号によるも  
のとする。

（滅失、毀損等の届出）

第7条 条例第9条（条例第32条及び第39条にお  
いて準用する場合を含む。）の規定による県指定  
有形文化財、県指定有形民俗文化財又は県指定史  
跡名勝天然記念物の全部又は一部が滅失し、若し  
しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取  
られたときの届出は、様式第6号によるものとし  
る。

第8条 省略（所在の場所変更の届出を要しない場  
合等）

第8条の2 条例第10条ただし書（条例第32条に  
おいて準用する場合を含む。）の規定により県指  
定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の所在の  
場所の変更について届出を要しない場合は、次の  
各号の一に該当する場合とする。

（1） 条例第10条（条例第32条において準用  
する場合を含む。）の規定による届出を行って  
所在の場所を変更したのち、当該届出書に記載  
し復することを明らかにした場所に復するため  
に所在の場所を変更しようとするとき及び第2  
号から第7号までに掲げる所在の場所の変更を  
行っただち、変更前の所在の場所又は指定書記  
載の所在の場所に復するため所在の場所を変更  
しようとするとき。

（2） 条例第11条第1項（条例第32条におい  
て準用する場合を含む。）の規定による補助金  
の交付を受けて行う管理又は修理のために所在  
の場所を変更しようとするとき。

（3） 条例第13条第1項又は第2項（条例第32  
条において準用する場合を含む。）の規定による  
勧告を受けて行う措置又は修理のために所在  
の場所を変更しようとするとき。

（4） 条例第15条第1項の規定による許可を受  
けて、又は条例第31条第1項の規定による届出  
をして行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行  
為のために所在の場所を変更しようとするとき。

（5） 条例第16条第1項の規定による届出をし  
て行う修理のために所在の場所を変更しようとし  
るとき。

（6）・（7） 省略（8） 前各号に掲げる場合以  
外の場合であって、所在の場所の変更が30日  
を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供する

### Ⅲ 参考資料

ため所在の場所を変更しようとする場合を除く。

#### 2・3 省略

(補助金等の交付申請等)

第9条 条例第11条第1項(条例第32条及び第39条において準用する場合を含む。)又は条例第26条第2項(条例第39条の5において準用する場合を含む。)の規定による補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書2通を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付の申請に係る県指定の文化財の名称及び員数
- (2) 指定書又は認定書の記号番号及び指定又は認定の年月日
- (3) 所有者、管理責任者若しくは保持者の氏名又は保持団体の名称及び住所
- (4) 文化財の現状
- (5) 申請の事由
- (6) 所要経費の見積額及び補助希望額
- (7) 着手予定期日及び終了予定期日
- (8) その他参考となる事項

2 前項の申請書には、当該県指定有形文化財、県指定民俗資料若しくは県指定史跡名勝天然記念物又は県指定無形文化財の写真及び管理修理又は復旧工事の仕様書並びに所有者、管理責任者又は保持者の最近3年間の収支決算書を添えなければならない。

3 前2項の規定による補助金の交付の申請をした者は、前2項に規定する書類等の内容を変更しようとするときは、書面によりその旨及び理由をあらかじめ教育委員会に申し出なければならない。

4 補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付の決定を受けたときは、教育委員会の指示に従い補助金の交付に係る管理、修理又は復旧工事を適切に施行するものとし、当該管理、修理又は復旧工事が終了したときは、すみやかに施行の経過その他必要な事項を記載した報告書及び経費精算書それぞれ2通並びに管理、修理又は復旧工事の結果を示す写真2葉を教育委員会に提出しなければならない。

(現状変更等の許可)

第10条 条例第15条第1項又は条例第38条第1項の規定による許可申請は、様式第8号によるものとする。

2 条例第15条第1項又は条例第38条第1項の規

定による許可を受けた者は、当該現状変更等を終了したときは、速やかに、その結果を示す写真及び見取図を添えて教育委員会に報告しなければならない。

(維持の措置)

第10条の2 条例第15条第1項ただし書及び条例第38条第1項ただし書の規定による維持の措置は、次の各号に掲げる措置とする。

- (1) 県指定有形文化財が毀損している場合又は県指定史跡名勝天然記念物が毀損若しくは衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の現状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の現状)に復する措置
- (2) 県指定有形文化財が毀損している場合又は県指定史跡名勝天然記念物が毀損若しくは衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置
- (3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する措置

(維持の措置等の届出)

第10条の3 条例第15条第1項ただし書及び条例第38条第1項ただし書の規定による維持の措置及び現状変更について保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である措置(以下「維持の措置等」という。)をとる場合の届出事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の名称
- (2) 届出者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (3) 維持の措置等を必要とする理由
- (4) 維持の措置等の内容及び実施の方法
- (5) 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- (6) 維持の措置等のために所在を変更するときは、変更後の所在の場所並びに当該維持の措置等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- (7) 維持の措置等の着手及び終了の予定時期
- (8) 維持の措置等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

(9) その他参考となるべき事項

2 条例第15条第1項ただし書及び第38条第1項ただし書の規定による非常災害のために必要な応急措置を執った場合の届出事項については、前項の規定を準用する。

(修理の届出等)

第10条の4 条例第16条(条例第39条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第9号によるものとする。

2 前項の届出を行った者は、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真及び見取図を添えて、速やかに、教育委員会に報告しなければならない。

第11～14条 省略

(県指定史跡名勝天然記念物の標識等の設置基準)

第15条 条例第36条の規定により設置する県指定史跡名勝天然記念物の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設の設置の基準は次のとおりとする。

(1) 標識は、原則として石造りとし、その形状及び寸法は、様式第12号により、かつ、これに次に掲げる事項を彫ること。

ア 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称  
イ 指定年月日及び長崎県教育委員会の文字  
ウ 建設年月日

(2) 説明板には、指定年月日、指定の理由、現状その他必要と認められる事項を平易な表現を用いて記載すること。

(3) 境界標は、原則として石造りとし、その上面には指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字及び長崎県教育委員会の文字を彫ること。

(4) 第1号から前号までに定めるもののほか、標識、説明板又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該県指定史跡名勝天然記念物の管理のため必要な限度において、環境に調和するよう設置者が定めること。

(5) 囲さくその他の施設については、前号の規定を準用すること。

2 前項各号に掲げる基準により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書、設計図(説明板の設置に係る場合は、説明板の記載事項を含む。)及び建設位置を示す図面を添えて、あらかじめ、その旨並びに

当該工事の着手及び終了の予定時期を教育委員会に報告するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第15条の2 条例第37条の規定による土地の所在等の異動の届出は、様式第13号によるものとし、地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る土地台帳の謄本及び登記所に備えられた地図の写本を届に添えるものとする。

(県指定文化財台帳)

第16条 教育委員会に次に掲げる事項を記載した長崎県指定文化財台帳を備える。

(1) 県指定の文化財の種類別、名称及び員数並びに県選定保存技術の名称及び員数

(2) 所有者、権限に基づく占有者及び管理責任者又は保持者、保持団体、保存団体及びその代表者の氏名又は名称及び住所

(3) 指定書又は認定書の記号番号及び指定年月日又は認定年月日並びに告示番号

(4) 指定当時の状況

(5) 指定の事由

(6) 指定後の経過

(7) その他必要な事項

2～5 省略

6 県指定史跡名勝天然記念物については、第1項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 保存の要件

(2) 指定地域等に関する事項

(3) 保存施設に関する事項

(4) 復旧に関する事項

(5) 現状変更等に関する事項その他参考となるべき事項

附 則

この規則は、昭和36年6月20日から施行する。

附 則(昭和51年教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。(経過措置)

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の長崎県文化財保護条例施行規則の規定によりなされた指定書、申請書、届出書、標識、台帳その他の諸様式は、それぞれこの規則による改正後の長崎県文化財保護条例施行規則の相当規定によりなされた諸様式とみなす。

附 則(令和2年3月27日教委規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第2号 (第3条関係)

県指定文化財指定書等再交付申請書

長崎県教育委員会 様

年 月 日

所有者 (管理責任者)

住 所  
氏名又は名称

㊟

下記のとおり指定書等を滅失し (破損し、亡失し、盗み取られ) ましたので、再交付を申請します。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書等の記号番号及び指定等の年月日
- 3 滅失等の発見の年月日
- 4 その他参考となるべき事項

様式第1号 (第2条関係)

(表)

記号番号	指 定 書	名 称	員 数	特記すべき事項
				右を長崎県指定 年 月 日 長崎県教育委員会 に指定する。

(裏)

所有者	所有者の住所	所在の場所	交付又は再交付の年月日
変更			
変更年月日	変更事項	変 更 内 容	

- 一 所有者が変更したときは、この指定書を新所有者に引渡すこと。
- 二 次の場合は、指定書を添えて届け出ること。
  - 1 所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
  - 2 所在の場所を変更したとき。
- 三 指定が解除されたときは、速やかに、この指定書を返還すること。
- 四 この指定書は、大切に保存すること。

県指定文化財所有者等変更届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

旧所有者 住所

氏名又は名称 ㊦

新所有者 住所

氏名又は名称 ㊦

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異るときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 旧所有者等の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者等の氏名又は名称及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となるべき事項

(備考)

- 1 この届書には、指定書及び所有権の移転を証明する書類を添付すること。
- 2 県指定史跡名勝天然記念物の所有の変更の場合において指定地域の一部分について所有者を変更するときは「8 その他参考となるべき事項」にその地域の地番地目及び地権を記載すること。

県指定文化財管理責任者選任(解任)届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者 住所

氏名又は名称 ㊦

下記のとおり管理責任者を選任(解任)しましたのでお届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異るときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 5 選任(解任)の年月日
- 6 選任(解任)の事由
- 7 その他参考となるべき事項  
(解任の場合は、新管理責任者の選任の見込など参考となるべき事項)

様式第6号(第7条関係)

## 県指定文化財滅失届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者(管理責任者)

住所

氏名又は名称

㊦

下記のとおり滅失し(き損し、亡失し、盗み取られ)ましたので お届けします。

## 記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異るときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 所有者(管理責任者)の氏名又は名称及び住所
- 5 滅失等の日時及び場所
- 6 滅失等の事実を知った日時
- 7 滅失等した当時における管理状況
- 8 滅失等の原因、状況及び発見後の処置
- 9 今後の処置に対する希望
- 10 その他参考となるべき事項

(備考) 1 き損の場合は、き損の状況を示す写真又は見取図その他き損の状態を示す書類を添付すること。

2 滅失の場合は、指定書を添付すること。

様式第5号(第6条関係)

## 県指定文化財所有者等の氏名(名称、住所)変更届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者等

住所

氏名又は名称

㊦

下記のとおり所有者等の氏名(名称、住所)を変更しましたので、お届けします。

## 記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書等の記号番号及び指定等の年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異るときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 所有者等の旧氏名(名称、住所)
- 5 所有者等の新氏名(名称、住所)
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となるべき事項

目 参考資料

県指定文化財修理届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者(管理責任者)

住所

氏名又は名称

㊦

下記のとおり修理したいので、お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異るときは、その旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 修理を必要とする理由
- 5 修理の内容及び方法
- 6 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 7 修理の着手及び終了の予定時期
- 8 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 9 修理に要する経費
- 10 その他参考となるべき事項

(備考) 届出には、設計仕様書、図面、修理をしようとする箇所の写真を添付すること。

県指定文化財現状変更等許可申請書

年 月 日

長崎県教育委員会 様

申請者

住所

氏名又は名称

㊦

下記のとおり現状変更等を許可くださるよう申請します。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異るときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 7 変更等の理由
- 8 変更等の内容と実施の方法
- 9 施行の予定時期
- 10 施行予定者の氏名又は名称
- 11 変更等に要する経費
- 12 その他参考となるべき事項

(備考)

- 1 施行仕様書、設計者及び見積書を添付すること。
- 2 変更等をしようとする箇所(地域)のキャビネット型以上の大きさの写真で変更等の箇所(地域)を表示したものを添付すること。
- 3 史跡名勝天然記念物の場合は、変更等をしようとする地域及び地ぼうを表わした実測図で地番を記入し、変更等の地域を表示したものを添付すること。
- 4 所有者以外の者が申請する場合は、所有者の承諾書を添付すること。

様式第13号 (第15条の2関係)

県指定文化財の土地所在等異動届書

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者 (管理責任者)

住所

氏名又は名称

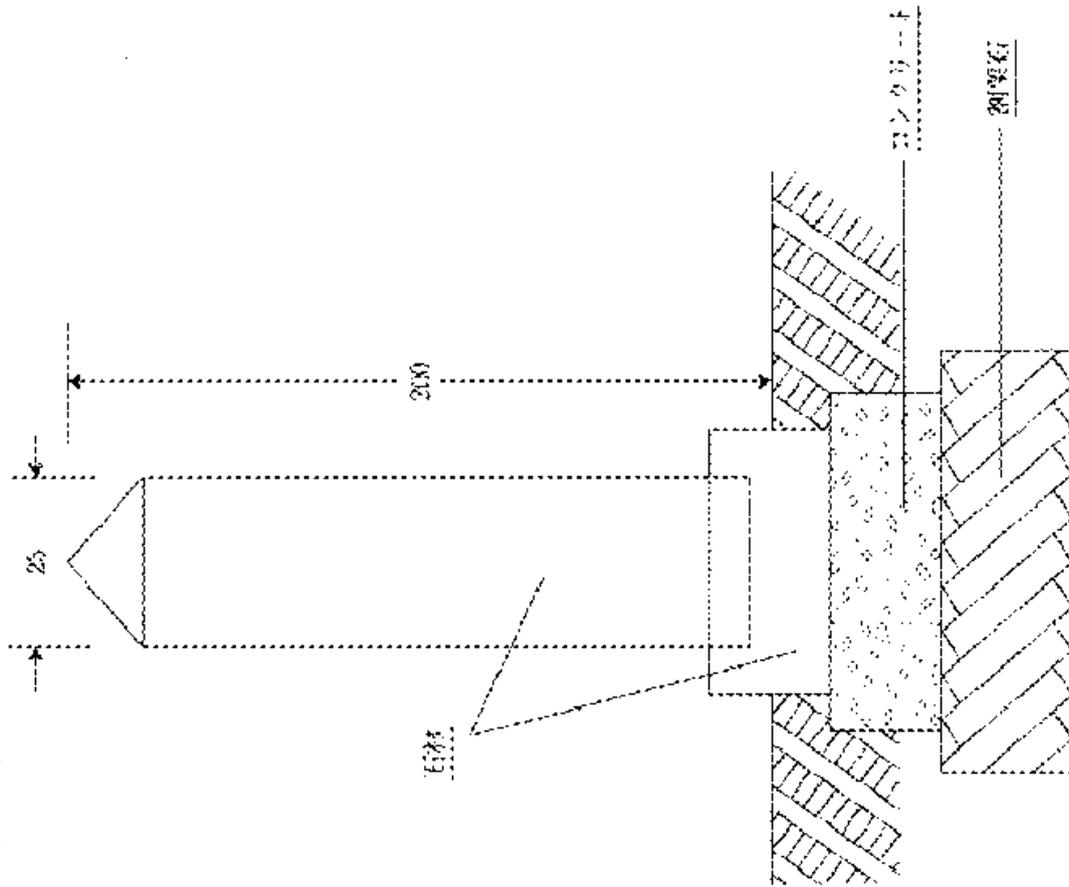
㊦

下記のとおり土地の所在等について異動があったので、お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異るときは、その旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 異動前の土地の所在、地番、地目又は地積
- 6 異動後の土地の所在、地番、地目又は地積
- 7 異動の理由
- 8 異動の年月日
- 9 その他参考となるべき事項

様式第12号 (第15条関係)



5 長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

○長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（一部抜粋）

平成 16 年 6 月 1 日長崎県教育委員会規則第 8 号

改正

令和 2 年 3 月 27 日教育委員会規則第 7 号

長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則をここに公布する。

長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（目的）

第 1 条 この規則は、長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成 14 年長崎県条例第 58 号。以下「特例条例」という。）に基づき、当該特例条例の定めるところにより市町村が処理することとされる事務のうち教育委員会規則に基づく事務の範囲について定めることを目的とする。

（市町村が処理する事務の範囲）

第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務は、右欄に掲げるとおりとする。

1 省略	1～4 省略
<p>2 特例条例第 2 条の表 2 の項に規定する長崎県文化財保護条例（昭和 36 年長崎県条例第 16 号）の施行に係る事務のうち別に教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>長崎県文化財保護条例（昭和 36 年長崎県条例第 16 号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（1 のアからキまでに掲げるものについては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係わる地域内であって、その地域が 2 以上の市町村の区域に及ばないものに限る。2 及び 3 において同じ。）</p> <p>1 条例第 38 条第 1 項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のうち次に掲げる事項の許可に関すること</p> <p>ア 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築</p> <p>イ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの</p> <p>ウ 工作物（建築物を除く。以下このウにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</p> <p>エ 条例第 36 条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</p> <p>オ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</p> <p>カ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）</p> <p>キ 木竹の伐採（県指定名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）</p> <p>ク 県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取</p> <p>ケ～サ 省略</p> <p>シ アからサまでに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>2 条例第 38 条第 2 項において準用する条例第 15 条第 2 項の規定による指示（前号アからシまでに掲げる事項に係るものに限る。）</p> <p>3 条例第 38 条第 2 項において準用する条例第 15 条第 3 項の規定による停止命令又は許可の取消し（第 1 号アからシまでに掲げる事項に係るものに限る。）</p>

6 県指定文化財の保存管理について（長崎県文化財保護条例の抜粋）

県指定文化財の保存管理について

（長崎県文化財保護条例の抜粋）

県指定文化財所有者の皆様には、長崎県文化財保護条例に規定する下記の項目について内容をよくご理解いただき、文化財の適正な管理と保護に関して十分ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

長崎県文化財保護条例から（抜粋）	
<p><b>1 所有者の管理義務</b></p>	<p>(1) 所有者は、長崎県文化財保護条例並びにこれに基づく県教育委員会規則及び県教育委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。</p> <p>(2) 所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り管理の責に任ずべき者（管理責任者という。）に選任することができる。</p>
<p><b>2 届出の義務</b></p>	<p>次のようなときは、市町教育委員会を経由して、速やかに県教育委員会に届出なければならない。</p> <p>(1) 管理責任者を選任又は解任及び変更したとき</p> <p>(2) 所有者が変更になったとき</p> <p>(3) 所有者又は管理責任者及び保持者の氏名、名称、住所等を変更したとき</p> <p>(4) 指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくははき損し、又はこれを亡失し、若しくは、盗み取られたとき</p> <p>(5) 指定文化財の所在地、地番、地目等に変更があったとき</p> <p>(6) 指定文化財の保持者が死亡したとき</p> <p>(7) 指定文化財の所在場所を変更しようとするとき</p> <p>(8) 指定文化財を修理しようとするとき</p>
<p><b>3 現状変更等の制限</b></p>	<p>次のようなときは、事前に県教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき</p> <p>(2) 指定文化財を県外に移出し、若しくは輸出しようとするとき</p>

<b>4 罰則</b> 県指定文化財を損壊し、き棄し、隠匿し、又は衰亡するに至らしめた者は罰せられる。
<b>5 解除</b> 県指定文化財としての価値を失った場合、その他特殊の事由があるとき、又は国指定となったときは指定を解除する。
<b>6 補助金の交付</b> 指定文化財の管理又は修理について多額の経費を要するとき、又は特別の事情があるときは、その経費の一部に充てさせるための補助金を予算の範囲内で交付する。
<b>7 その他</b> 各様式は別添のとおり

諸届、許可申請、補助金の交付等について不明なことは、地元市町教育委員会又は県教育庁学芸文化課にご照会ください。

問い合わせ先

長崎県教育庁学芸文化課

〒850-8570

長崎市尾上町3-1

Tel 095-894-3384

Fax 095-824-1344

### Ⅲ 参考資料

#### 7 島原城条例

○島原城条例

昭和 39 年 3 月 31 日条例第 18 号

改正

昭和 41 年 3 月 31 日条例第 7 号  
昭和 45 年 6 月 20 日条例第 24 号  
昭和 46 年 3 月 31 日条例第 7 号  
昭和 47 年 11 月 27 日条例第 21 号  
昭和 50 年 3 月 31 日条例第 8 号  
昭和 51 年 3 月 30 日条例第 6 号  
昭和 56 年 1 月 29 日条例第 2 号  
昭和 56 年 7 月 2 日条例第 21 号  
昭和 63 年 12 月 27 日条例第 29 号  
平成元年 3 月 28 日条例第 10 号  
平成 5 年 3 月 30 日条例第 3 号  
平成 6 年 9 月 30 日条例第 16 号  
平成 8 年 3 月 28 日条例第 4 号  
平成 9 年 3 月 31 日条例第 16 号  
平成 19 年 10 月 1 日条例第 22 号  
平成 26 年 3 月 28 日条例第 20 号  
令和元年 7 月 12 日条例第 10 号

島原城条例

(目的)

第 1 条 この条例は、島原城の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 観光客の誘致を図り、併せて公共の福祉の増進に資するため、島原市城内一丁目の旧島原城本丸跡(市において使用権を有しない土地を除く。)及び西堀端駐車場敷地を区域として島原城を設置する。

2 島原城とは、前項の区域内における天守閣・観光復興記念館・西望記念館・西の櫓・丑寅の櫓等旧島原城本丸復元施設並びに修景・休養・遊戯・教養・便益及び管理等の各施設をいう。

(天守閣・観光復興記念館及び西望記念館)

第 3 条 天守閣は、郷土の歴史的・文化的各種の資料を収集し、保存し、展示して観覧に供するほか、展望・休憩のための施設を行なう。

2 観光復興記念館は、雲仙普賢岳の噴火活動の経過、島原の歴史・文化等を映像及び資料で紹介するほか、地域住民の文化教養の向上と、福祉の増進を図るための施設とする。

3 西望記念館は、北村西望氏の作品等を収集し、保存し、展示して観覧に供する。

(休館日等)

第 4 条 島原城の休館日及び開館時間は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更し、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 休館日 12 月 29 日及び 12 月 30 日

(2) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(入館料及び使用料)

第 5 条 島原城を利用する者に対しては、次のとおり入館料及び使用料を徴収する。

(1) 天守閣等入館料

区分		入館料（1人1回につき）	備考
個人	大人	550円	この料金は、天守閣、観光復興記念館及び西望記念館の共通の入館料とする。
	小人（高等学校生徒・中学校生徒・小学校児童）	280円	
団体（30人以上）		個人の入館料の8割相当額	

(2) 望遠鏡使用料

1回につき 100円

(3) 駐車場使用料

位置	区分	使用料
本丸跡	大型バス	1両1回につき 1,100円
	小型バス	1両1回につき 550円
	上記以外の自動車	1両1回につき 330円
	二輪車 (自転車等を除く。)	1両1回につき 100円
西堀端	普通乗用車	定期駐車（月額） 4,800円
	軽自動車	

2 前項の入館料及び駐車場使用料は、市長において必要があると認めるものについては減免することができる。

3 既納の入館料及び駐車場使用料は、特別の理由があると認めた場合のほか還付しない。

(連帯入館券の発行)

第6条 市長は、入館者の便宜と事務の合理化を図るため、連帯入館券を発行する。

2 前項の連帯入館券の発行については、検印式入館券とする。

(観光券の発行及び利用)

第7条 市長は、観光客の便宜を図るため、旅行あつ旋業者と契約して旅行あつ旋業者に観光券を発行させることができる。

2 前項の観光券を利用する者は、当該観光券の定めるところにより天守閣、観光復興記念館及び西望記念館に入館できるものとする。

3 観光券利用者に発行する連帯入館券は、前条第2項に規定する検印式入館券とする。

(行為の制限)

第8条 島原城において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 興業又はこれに準ずる催しを行なうこと。
- (2) 業として写真を撮影すること。
- (3) 集会、展示会その他これに類する催しを行なうこと。
- (4) 募金その他これに類する行為

2 市長は、前項の許可に際しては、必要に応じ条件をつけることができる。

3 第1項の許可を受けた者に係る使用料は、島原市都市公園条例（昭和44年島原市条例第23号）の例による。

4 市長は、第1項の規定により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 次条各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるとき。
- (4) 偽りその他不正な手段によりこの許可を受けたとき。

5 前項の規定によって、許可を取り消され、又は変更された者が損害を受けることがあつても、市は、その賠償の責めを負わない。

(行為の禁止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する行為をする者に対し、入場を拒絶し、又は退場を命ずるこ

### Ⅲ 参考資料

とができる。

- (1) 行商をすること。
- (2) はり紙・はり札又は広告を表示すること。
- (3) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (4) 樹木その他を伐採すること。
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、島原城の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第10条 市長は、工事のため又はその利用が危険であると認められる場合は、区域を定めその利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第11条 島原城の施設並びに設備及び陳列品等を破損又は滅失した者は、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(管理の代行等)

第12条 島原城の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は次に掲げる業務とする。

- (1) 島原城の施設及び設備の管理及び運営に関すること。
- (2) 島原城の利用の許可に関すること。
- (3) 駐車場の管理及び運営に関すること。
- (4) 次条第1項の規定により、指定管理者に利用料金を収受させようとするときは、その利用料金に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせている場合における第5条から前条までの規定の適用については、これらの規定（前条を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条の見出し及び同条第1項中「入館料及び使用料」とあり、同項第1号の表中「入館料」とあり、同項第3号の表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同項第1号中「天守閣等入館料」とあるのは「天守閣等利用料金」と、同項第2号中「望遠鏡使用料」とあるのは「望遠鏡利用料金」と、同項第3号中「駐車場使用料」とあるのは「駐車場利用料金」と、同条第2項及び第3項中「入館料及び駐車場使用料」とあるのは「天守閣等利用料金及び駐車場利用料金」と、第8条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第5項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、前条中「市長の定めるところにより」とあるのは「指定管理者の指示に従い」とする。

(利用料金)

第13条 市長は、島原城の管理を前条第1項の規定により指定管理者に行わせるときは、当該指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第5条第1項に掲げる額及び第8条第3項の規定による額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 島原市史料館条例（昭和35年条例第1号）は、廃止する。

附 則（昭和41年3月31日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例施行の際、現に契約している旅行あつ旋業者が契約更改する日までに発行する観光券の利用並びに入場料及び登閣料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 45 年 6 月 20 日条例第 24 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 45 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に契約している旅行あつ旋業者が契約更改する日までに発行する観光券の利用並びに入場料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 46 年 3 月 31 日条例第 7 号)

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 11 月 27 日条例第 21 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 47 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に契約している旅行あつ旋業者が契約更改するまでに発行する観光券の利用並びに登閣料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 50 年 3 月 31 日条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例施行の際、現に契約している旅行あつ旋業者が契約更改する日までに発行する観光券の利用並びに入場料及び登閣料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 51 年 3 月 30 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 2 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 56 年 1 月 29 日条例第 2 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に契約している旅行あつ旋業者が契約更改するまでに発行する観光券の利用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 56 年 7 月 2 日条例第 21 号)

この条例は、昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 12 月 27 日条例第 29 号)

- 1 この条例は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例施行の際、現に契約している旅行あつ旋業者が契約更改するまでに発行する観光券の利用については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年 3 月 28 日条例第 10 号)

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例の施行の際、現に契約している旅行あつ旋業者が契約更改するまでに発行する観光券の利用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 5 年 3 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、改正後の島原城条例第 4 条第 1 項第 4 号の規定は、平成 5 年

### Ⅲ 参考資料

4月分の駐車場使用料から適用する。

附 則（平成6年9月30日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第4号）

1 この条例は、平成8年5月1日から施行する。

2 この条例施行の際現に契約している旅行あつ旋業者が契約更改するまでに発行する観光券の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日条例第16号）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際現に契約している旅行あつ旋業者が契約更改するまでに発行する観光券の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島原城条例の規定は、この条例施行の日以後に徴収すべき入館料及び使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに徴収すべき入館料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月12日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島原城条例の規定は、この条例施行の日以後に徴収すべき入館料及び使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに徴収すべき入館料及び使用料については、なお従前の例による。

## 長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画

発行月 令和3年(2021)3月

編集・発行 島原市教育委員会  
長崎県島原市有明町大三東戊1327番地  
TEL 0957(68)5473

印刷 三会印刷  
長崎県島原市亀の甲町乙1657番地1  
TEL 0957(65)4155





